

事業所税の手引き

事業所税を申告される皆様へ

日ごろから本市の税務行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
高崎市では、平成23年1月に「事業所税」の課税団体の指定を受け、同年7月から課税開始になりました。

この冊子は事業所税の基本的な内容について説明しています。詳しい内容やご不明な点につきましては、高崎市財務部市民税課 税制担当までご連絡ください。

高崎市財務部市民税課 税制担当
(TEL 027-321-1310)

～高崎市の課税について～

高崎市は、平成18年1月23日の1市3町1村の合併により人口が30万人以上となり、平成23年1月に事業所税の課税団体の指定を受けました（合併特例法の規定により、合併が行われた日から起算して5年間は課税団体の指定が猶予されていました）。

また、課税開始につきましては、地方税法施行令の規定により、高崎市が新たに指定都市等となった日の翌日から6か月を経過する日の属する月の初日（「適用日」という）以後に終了する事業年度分の法人の事業及び適用日の属する年以後の年分の個人の事業について適用することとされていますので、本市では平成23年7月1日以後に終了する事業年度分の法人及び同年以後の年分の個人の事業から開始となりました。

榛名、吉井地域につきましては、合併した際、既に高崎市の人口が30万人以上になっておりましたので、合併特例法の規定は適用されずに、1市5町1村すべての地域で平成23年7月1日から課税開始となりました。

本書の内容は、令和8年4月現在の法令・取扱等によるものです。
法令等の改正に伴い、取扱いが変更になる場合がありますのでご注意ください。



目次

第1章	事業所税の概要	
1	事業所税とは	1
2	事業所税の用途	1
3	事業所税の課税団体	1
4	事業所税のしくみ	2
5	事業所税フロー図（課税の判定から申告納付まで）	3
第2章	事業所税の課税対象と納税義務者	
1	課税対象	4
	（1）事業所等とは	
	（2）事業所等で行われる事業とは	
	（3）事業所用家屋とは	
	（4）事業所等に該当しないものの例	
2	納税義務者	5
	（1）実質課税	
	（2）事業所用家屋を貸し付けている場合（貸ビル等）	
	（3）人格のない社団等の場合	
	（4）清算中の法人の場合	
	（5）みなし共同事業の場合	
第3章	事業所税の課税標準	
1	資産割の課税標準	6
	（1）課税標準の算定期間	
	（2）事業所床面積	
	（3）共用部分がある場合	
	（4）課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合	
	（5）課税標準の算定期間の中途において事業所等の新設又は廃止があった場合	
	（6）同一事業所内で拡張又は縮小があった場合	
	（7）課税標準の算定期間の中途において用途変更があった場合	
	（8）事業を廃止・休止している場合	
2	従業者割の課税標準	10
	（1）課税標準の算定期間	
	（2）従業者とは	
	（3）雇用改善助成対象者の給与等	
	（4）従業者給与総額とは	
	◎従業者の範囲等一覧表	12
第4章	税率と免税点	
1	税率	14
2	免税点	14
	（1）免税点の判定日	
	（2）免税点は基礎控除ではありません	
	（3）免税点判定における特例	

第5章	非課税	
1	非課税の範囲	15
2	人的非課税	15
	（1）国及び公共法人	
	（2）公益法人等及び人格のない社団等（収益事業に係るものを除く）	
3	主な用途非課税	15
	（1）福利厚生施設	
	（2）路外駐車場	
	（3）消防用設備等・防災施設等	
4	非課税の適用	16
	（1）非課税の判定日	
	（2）非課税適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い	
	（3）非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者 給与総額の算定	
	（4）公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合の算定	
第6章	課税標準の特例	
1	課税標準の特例の範囲	17
2	課税標準の特例の適用	17
	（1）課税標準の特例の判定日	
	（2）特例規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者 給与総額の算定	
	（3）課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位	
第7章	減免	
1	減免の範囲	18
2	減免の適用・判定日	18
3	減免の申請について	18
第8章	共同事業及びみなし共同事業	
1	共同事業（共同事業とみなされる事業を除く）	19
	（1）免税点の判定	
	（2）課税標準の算定	
2	みなし共同事業	19
	（1）特殊関係者の範囲	
	（2）同族会社の判定	
	（3）免税点の判定	
	（4）課税標準の算定	
第9章	申告及び納付	
1	申告納付について	26
	（1）申告納付が必要な方	
	（2）免税点以下申告	
	（3）事業所等の新設・廃止した場合の申告	
	（4）事業所用家屋を貸し付けている方の申告	
	（5）申告納付場所	
	（6）申告納期限	

2	決定・修正申告・更正の請求	27
	（1）決定・期限後の申告	
	（2）修正申告・更正の請求	
3	延滞金	28
4	加算金	29
別表1	非課税対象施設	30
	（表1）特定防火対象物一覧表	35
	（表2）消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設	36
	（表3）高崎市・安中市消防組合火災予防条例に規定する避難路	38
別表2	課税標準の特例対象施設	39
別表3	減免対象施設	42
	申告書記載要領と申告書の種類について	44
1	税額等計算例	45
2	申告書記載要領	56
3	申告書等作成時のチェックポイント	62
4	申告に必要な書類等	63
5	記載例（免税点以下申告）	74

第1章 事業所税の概要

1 事業所税とは

事業所税は昭和50年に創設された税で、人口30万人以上の都市等を対象として、人口や企業の集中に伴って必要となる道路、学校、上下水道、公園など、より快適な街づくりに必要な費用に充てるために、一定規模以上の事務所・事業所に対して課税するものです。

この事業所税は、事業所等の家屋の床面積を対象とする**資産割**と従業員の給与総額を対象とする**従業者割**によって構成されています。

2 事業所税の用途

事業所税は、次にあげる事業に要する費用に充てられます。

- 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 河川その他の水路の整備事業
- 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 公害防止に関する事業
- 防災に関する事業
- 市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

3 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体となっている指定都市等は次の77団体です。(令和8年4月1日現在)

- (1) 東京都(特別区の存する区域)
- (2) 政令指定都市
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- (3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市
武蔵野市、三鷹市、川口市
- (4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- (5) 人口30万人以上の市で政令で指定するもの
(北海道地方) 旭川市
(東北地方) 秋田市、郡山市、いわき市
(関東地方) 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
(中部地方) 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市
(近畿地方) 大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市
(中国地方) 倉敷市、福山市
(四国地方) 高松市、松山市、高知市
(九州・沖縄地方) 久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

4 事業所税のしくみ

事業所税は、資産割と従業者割で構成され、以下のような内容で課税されます。

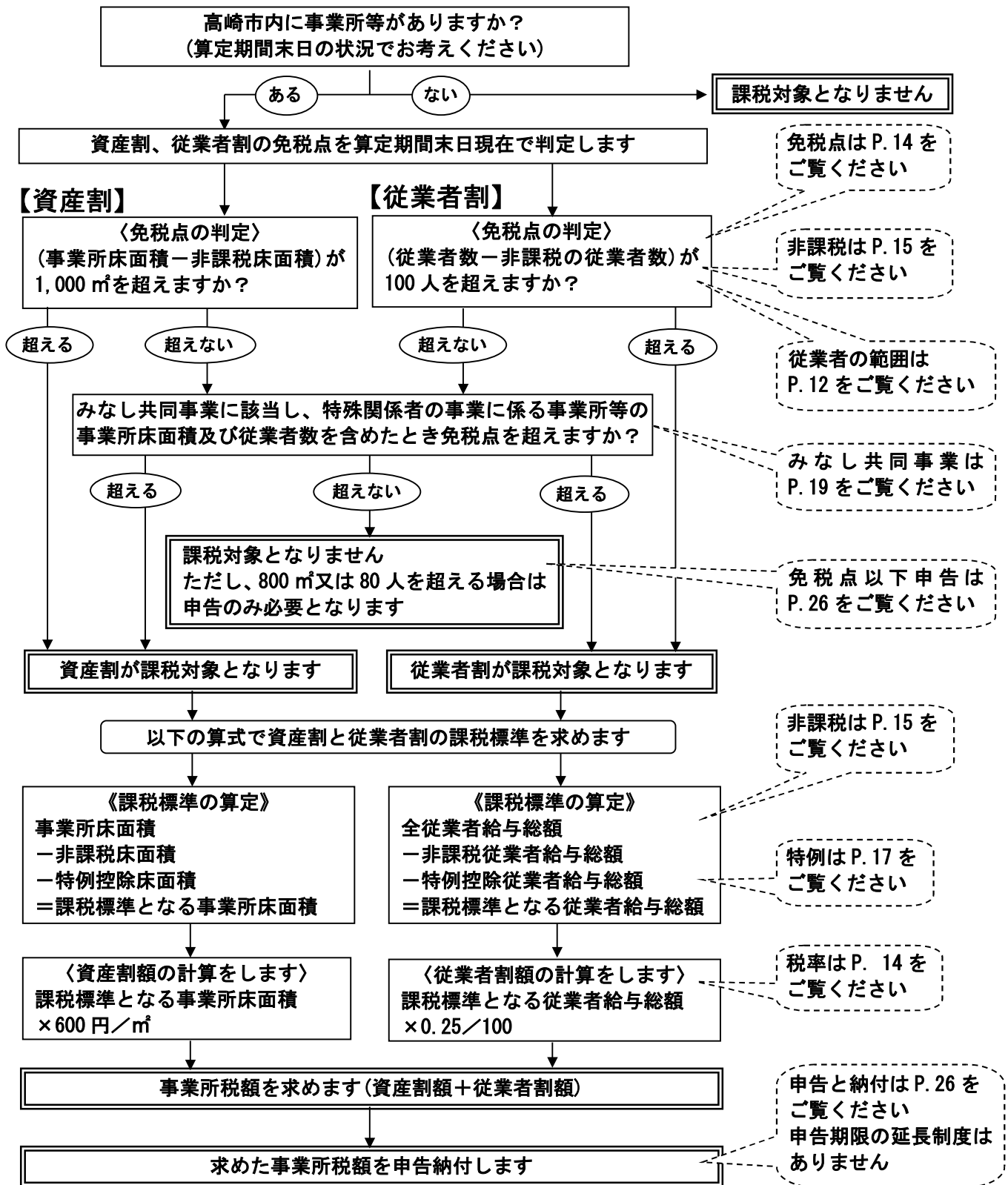
	資 産 割	従 業 者 割
課 税 対 象	市内の事業所等において法人又は個人の行う事業	
納 税 義 務 者	市内の事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	事業所等の用に供する事業所用 家屋の延床面積（事業所床面積）	課税標準の算定期間中に支払われた 従業者給与総額
課 税 標 準 の 算 定 期 間	法人：事業年度	
	個人：課税期間（1月1日から12月31日）	
税 率	事業所床面積1㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25
免 税 点 (免税点以下 の場合は事業 所税がかかり ません)	市内の事業所等の床面積の合計が 1,000㎡以下（非課税床面積を 除く）	市内の事業所等の従業者数の合計が 100人以下（非課税従業者を除く）
	※課税標準の算定期間の末日の現況によります。 ※免税点は資産割と従業者割ごとに判定し、免税点を超える場合は課税対象 になります。【注1】 ※免税点以下であっても申告をしていただく場合があります。【注2】	
納 付 の 方 法	法人税、所得税と同様に「申告納付」の方法で行います	
申 告 納 付 期 限	法人：事業年度終了の日から2か月以内	
	個人：翌年の3月15日まで	

【注1】 資産割又は従業者割のいずれか一方だけが免税点を超え、他方が免税点以下となった場合には、免税点を超えた一方について単独で申告納付が必要となります。なお、免税点は基礎控除ではありません。例えば事業所等の床面積の合計が1,500㎡の場合、課税対象となるのは500㎡ではなく1,500㎡となります。

【注2】 免税点以下で納付すべき事業所税額がなくても、次の①、②のいずれかに該当する場合には、市税条例の規定により申告が必要です。

- ①本市の区域内に所在する各事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合
- ②本市の区域内に所在する各事業所等の従業者数が80人を超える場合

5 事業所税フロー図 (課税の判定から申告納付まで)



第2章 事業所税の課税対象と納税義務者

1 課税対象

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。
事業所の意義については、次のとおりです。

(1) 事業所等とは

事業所等とは、自己の所有に属するものであるか否かに関わらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所、店舗、工場などのほか、これらに付属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージ等も事業所等の範囲に含まれます。また、無人倉庫等の人的設備を欠く施設もこれらを管理する事業所等が高崎市の内外を問わず存する限り事業所等に該当します。

(2) 事業所等で行われる事業とは

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係る個人、法人その他の団体が行うすべての経済活動をいいます。これには、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものに限らず、その区画外で行われるもの(外交員のセールス活動等)も事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

(3) 事業所用家屋とは

事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致します。

したがって、不動産登記法の建物と原則として意義を同じくしますが、具体的には、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものを家屋といいます。登記の有無は問わず、未登記の物件も課税対象となります。

※固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書(家屋)を参考にしてください。

※事業所用家屋の床面積には、人の居住用家屋は含まれません。

(4) 事業所等に該当しないものの例

- ①社宅、社員寮等の家屋は、人の居住の用に供されるものなので、事業所等には該当しません。
- ②設置期間が2～3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、事業に継続性がないため事業所等としては取り扱いません。
- ③建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のものについては、事業に継続性が認められないため事業所等としては取り扱いません。
- ④モデルハウス等商品見本としての性格が強いものは事業所税の課税対象の範囲から除きます。

2 納税義務者

事業所税の納税義務者は、高崎市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

納税義務者は申告納付の方法により自ら納付すべき事業所税の税額を算出し、申告書を提出するとともにその税額を納付する義務があります。事業所用家屋の一部又は全部を貸し付けている場合は、所有者（貸主）ではなく、その借受人（現にそこで事業を行っている者）が納税義務者になります。

（1）実質課税

法律上事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上事業を行っていると認められる場合は、当該他の者が納税義務者となります。

（2）事業所用家屋を貸し付けている場合（貸ビル等）

事業所用家屋を他者に貸し付けている者は、その事業所等の床面積など必要な事項について**事業所用家屋の貸付け等申告書**P. 71により申告していただきます。

貸ビル等については、次のとおり取り扱います。

①貸ビル等の入居者は、一般的に所有者との賃貸借契約における借主を指しますが、名義上の借主と実質上の借主とが異なる場合（又貸しなどの場合）は、実質上の借主が納税義務者となります。また、賃貸借契約等の契約がない場合でも、現に使用している者が納税義務者となります。

②貸ビル等の所有者（管理者）が、当該貸ビル等内に所有者（管理者）自身の事業所等（管理室、管理用品倉庫など当該ビルの管理のための施設）を有する場合は、その事業所等について所有者（管理者）が納税義務者となります。

③貸ビル等の空き室部分は、現に事業所等の用に供されていないので課税対象にはなりません。

（3）人格のない社団等の場合

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは法人とみなされ、納税義務者となります。ただし、非収益事業は非課税となります。

（4）清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて事業所税の納税義務者となります。

（5）みなし共同事業の場合

特殊関係者と特殊関係者を有する者が同一の家屋で事業を行う場合、その特殊関係者の行う事業を共同事業とみなし、合算して免税点判定を行います。詳しくはP. 19をご覧ください。

第3章 事業所税の課税標準

1 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における高崎市内に所在するすべての事業所等の合計床面積（後述する非課税部分及び課税標準の特例により控除する部分を除きます。）となります。

(1) 課税標準の算定期間

- ・法人の場合は、事業年度をいいます。
- ・個人の場合は、個人に係る課税期間（1月1日から12月31日まで）をいいます。

(2) 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。
端数処理については、1㎡の100分の1未満は切り捨てます。

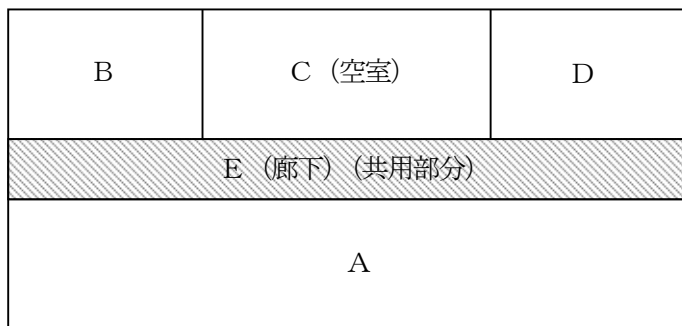
(3) 共用部分がある場合

一つの事業所用家屋を2以上の事業主が使用する場合など、事業所用家屋に共用部分があるときは、それぞれの者の専用部分の床面積の割合で按分します。

$$\boxed{\text{事業所床面積}} = \boxed{\text{その者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{その者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{各専用部分の床面積合計}}}$$

※共用部分とは、専用部分に係る廊下、階段、エレベーター室、機械室、塔屋など共同で使用する部分をいい、物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます。また、貸ビル等の管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための施設は、一般的には管理者の専用部分となります。共用部分の床面積をそれぞれの入居者で按分計算する場合、入居者が未定の部屋（空室）は、入居者がある場合の専用部分同様の取り扱いとなります。

(例) 下の図の場合、Aの事業所床面積は次のとおりです。



$$\text{Aの事業所面積} = A + E \times \frac{A}{A + B + C + D}$$

(4) 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合《例1》《例2》

6か月決算や決算期を変更した法人、事業年度の中で設立又は解散した法人、年の中で事業を開始又は廃止した個人など、課税標準の算定期間が12か月に満たない場合は、次の算式により月割計算を行います（この場合、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積を12で除して得た面積に課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積が課税標準となる事業所床面積となります）。

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{12}$$

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、これを1か月とします。

(5) 課税標準の算定期間の中途において事業所等の新設又は廃止があった場合

課税標準の算定期間の中途に、一つの事業所等を新設又は廃止した場合（同一敷地内での新設及び廃止は含まれません。）の課税標準となる事業所床面積は、次の算式により月割計算を行います。

①課税標準の算定期間の中で新設された事業所等《例3》

<新設の翌月から数えます>

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

②課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等《例4》

<廃止の月まで数えます>

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

③課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等《例3》《例4》

<新設の翌月から廃止の月まで数えます>

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

※課税標準の算定期間の初日に新設した事業所等及び課税標準の算定期間の末日に廃止した事業所等については、それぞれ課税標準の算定期間を通じて有していた事業所等として取り扱います。

※属する月とは通常、その月の1日から月末をいいますが、20日決算であれば21日から翌月20日までを属する月として取り扱います。

(6) 同一事業所内での拡張又は縮小があった場合

同一の事業所内（敷地内等）における床面積の増減の場合、月割課税は行いません。つまり、貸ビル等の借り増し又は一部解除や、同一敷地内の事業所等の増築又は取壊しにより事業所床面積に異動が生じた場合は、事業所等の新設又は廃止ではなく事業所等の拡張又は縮小として取り扱います。したがって、これらの場合には月割計算を行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等の課税標準となります。

(7) 課税標準の算定期間の中途において用途変更があった場合

課税標準の算定期間の中途において事業所用家屋の用途を非課税用途から課税用途に、又は課税用途から非課税用途に変更した場合は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の用途により、課税対象か非課税対象かの判定を行います。

したがって、これらの場合は、事業所用家屋に係る床面積の全部がその用途に応じて課税対象又は非課税対象となり、月割計算は行いません。

(8) 事業を廃止・休止している場合

【廃止施設】

使用もされず将来的にも使用する予定のない廃棄同然の場合、課税の対象になりません。（免税点の判定、課税標準ともに算入しません。）

【休止施設】

算定期間の末日まで連続して6か月以上事業が休止状態にある場合は、課税標準の床面積には算入しません。（免税点の判定は、休止している部分の床面積も算入して判定することになります。）

この休止施設には、明確に休止施設の部分の床面積が一定期間区画されていることが必要であり、現に事業を行っていない場合であっても、これらの事業に供するための施設の維持補修が行われており、いつでも使用ができる状態にあるような遊休施設や断続的な休止（季節的休止）は含まれません。倉庫や物置等に転用されているものは、休止状態にはなりません。

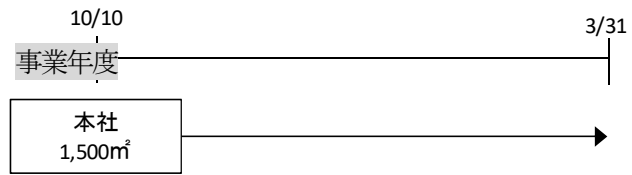
申告時には、**休止施設届出書**P. 67 の提出をお願いいたします。

※申告にあたっての取り扱いについて

休止施設届出書を提出の上、事業所税申告書第 44 号様式別表 3 課税標準の特例明細書の内訳欄に「休止施設」と記入の上、控除割合を 1/1 として休止施設の面積を控除してください。

《例1》10月10日に市内に法人(3月31日決算)を設立し、本社(1,500㎡)を新設した場合。

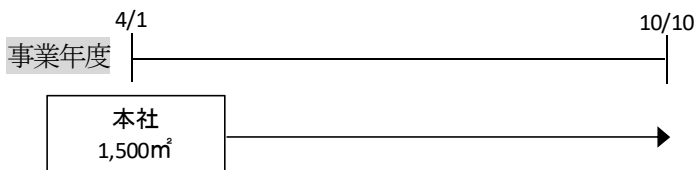
<事業年度: X年10月10日~Y年3月31日(6か月)>



$$\text{課税標準となる事業所床面積} = (1,500 \text{ m}^2 \div 12) \times 6(10 \text{ 月} \sim 3 \text{ 月}) = 750 \text{ m}^2$$

《例2》市内に本社(1,500㎡)のある法人(3月31日決算)が、10月10日に解散又は決算期変更した場合。

<事業年度: X年4月1日~Y年10月10日(7か月)>

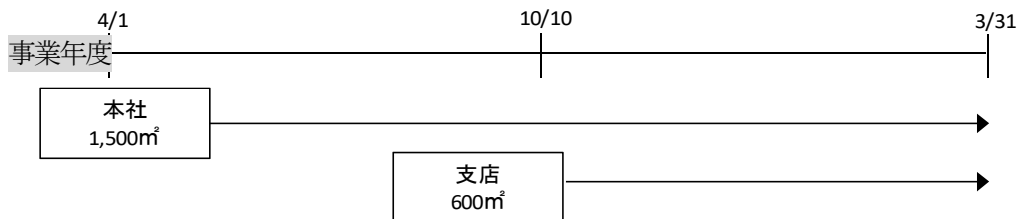


$$\text{課税標準となる事業所床面積} = (1,500 \text{ m}^2 \div 12) \times 7(4 \text{ 月} \sim 10 \text{ 月}) = 875 \text{ m}^2$$

期末現在(10月10日)の床面積は1,500㎡となり、免税点を越えるため課税されます。

《例3》市内に本社(1,500㎡)がある法人(3月31日決算)が、10月10日に新たに支店(600㎡)を新設した場合。

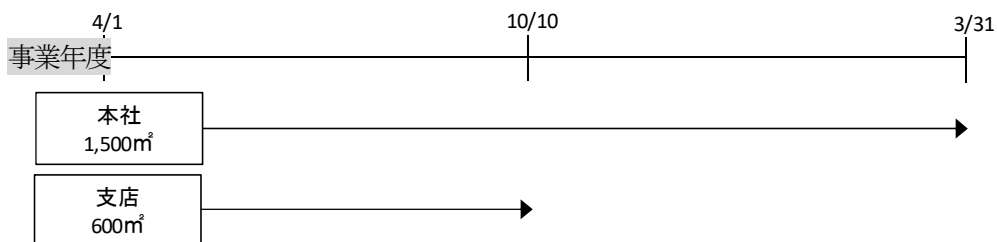
<事業年度: X年4月1日~Y年3月31日(12か月)>



$$\text{課税標準となる事業所床面積} = 1,500 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 \times 5(11 \text{ 月} \sim 3 \text{ 月}) \div 12 = 1,750 \text{ m}^2$$

《例4》市内に本社(1,500㎡)と支店(600㎡)がある法人(3月31日決算)が、10月10日に支店を廃止した場合。

<事業年度: X年4月1日~Y年3月31日(12か月)>



$$\text{課税標準となる事業所床面積} = 1,500 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 \times 7(4 \text{ 月} \sim 10 \text{ 月}) \div 12 = 1,850 \text{ m}^2$$

2 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は高崎市内に所在するすべての事業所等において、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額（後述する非課税部分及び課税標準の特例により控除する部分を除きます。）となります。

（１）課税標準の算定期間

- ・法人の場合は、事業年度をいいます。
- ・個人の場合は、個人に係る課税期間（１月１日から１２月３１日まで）をいいます。

（２）従業者とは

一般従業者のほか、役員、臨時従業者、出向者等も含まれます。

ただし、障害者（役員以外）及び年齢 65 歳以上の者（役員以外）は除かれます。障害者とは住民税・所得税において障害者控除の対象となる方をいいます。

（３）雇用改善助成対象者の給与等

国の雇用に関する助成に係る者（雇用改善助成対象者）に支払われる給与等については、その 2 分の 1 に相当する額は従業者給与総額に含まれません。

※雇用改善助成対象者とは次に掲げる者をいいます。

- ①高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成（特定求職者雇用開発助成金）に係る者のうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
- ②作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者
- ③本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する雇用奨励金の支給に係る者のうち、雇用奨励金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者

（４）従業者給与総額とは

課税標準の算定期間中に従業者に対し支払われた（又は支払われるべき）給与等の総額をいいます。現実に従業者に支払われていなくても、会計上未払金として計上されているものについては従業者給与総額に算入します（いわゆる発生主義）。

従業者給与総額に含まれるもの	・俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当 ・所得税法上課税とされる通勤手当、現物給与等
従業者給与総額に含まれないもの	・退職給与金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等 ・外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で、所得税法上給与所得に該当しないもの

事業専従者控除額

従業者が事業専従者である場合は、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれません。

転勤者の取扱い

課税標準の算定期間の中途において、本市内の事業所等と他市の事業所等の間で転勤した者がいる場合は、本市内の事業所等に勤務する間の給与等のみ従業者給与総額に含みます。

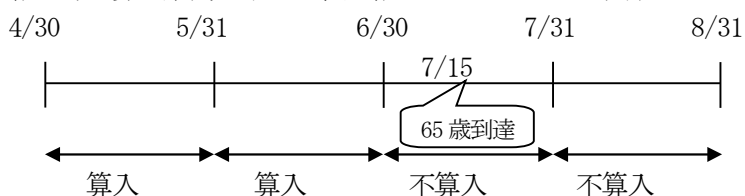
なお、給与等の支払いの際にどの事業所等に勤務しているかの判定は、給与の計算期間の末日によって行います。したがって、給与の計算期間の末日に本市内の事業所等に勤務し、給与の支給日に他市の事業所等に勤務している場合の当該給与は、従業者給与総額に含まれることになります。

賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に含みません。

年齢等の判定について

障害者、年齢 65 歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定についても、これらの者に対する給与計算の基礎となる期間の末日の現況により行います。したがって、給与の算定期間の末日現在では 64 歳で、給与の支給日に 65 歳である場合の当該給与は、従業者給与総額に含まれることになります。

(例) 毎月末が給与等の算定期間の末日で、支給日が翌月 25 日の場合



6 月分給与 (7 月 25 日支給分) は算入し、7 月分給与から算入しない。

その他、従業者の範囲については**従業者の範囲等一覧表** P.12 を参照ください。

◎従業員の範囲等一覧表

従業員		従業員	免税点の判定	課税標準【注1】	備考
65歳以上の者（役員を除く）			従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	これらの者は、従業員の範囲に含まれないものとされています。
障害者（役員を除く）			従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
役員	役員・使用人兼務役員（65歳以上の者を含む）		従業員に含める	従業員給与総額に含める	利益処分としての役員賞与は従業員給与総額には含めません。
	非常勤の役員		従業員に含める	従業員給与総額に含める	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める		
	無給の役員		従業員に含めない	—	
雇用改善助成対象者			従業員に含める	給与等の額の2分の1を従業員給与総額から控除する	これらの者は、いずれも従業員の範囲に含まれますが、従業員給与総額の算定に注意してください。
事業専従者			従業員に含める	事業専従者控除額を含め従業員給与総額に含める	
日々雇用等の臨時の従業員			従業員に含める	従業員給与総額に含める	これらの者も基本的には従業員の範囲に含まれますが、免税点の判定に注意してください。
短時間勤務のパートタイマー			従業員に含めない	従業員給与総額に含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める		
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める		
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める		
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張			従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
派遣法に基づく派遣社員【注2】			派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める	市外への派遣は含めません。
休職中の従業員			給与等の支払いを受けなかった場合を除き従業員に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者			従業員に含めない	退職等までの給与等は従業員給与総額に含める	
保険の外交員で事業所得のみの者			従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	給与等の支給を受ける者に該当しません。
保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者			従業員に含める	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める	

常時船舶の乗組員	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	事業所に該当しません。
鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者	主たる給与等を支払う事業所等の従業者に含める	主たる給与等を支払う事業所等の従業者給与総額に含める	
専ら非課税施設に勤務する従業者	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します。
課税施設と非課税施設の兼務従業者	課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は、従業者に含める	課税施設に従事していた分に係る給与は、従業者給与総額に含める	

【注1】退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

【注2】「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

《参考》

役員	役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のほか、相談役、顧問その他これに類する者で法人の経営に従事している者をいいます。
障害者	事業所税において、非課税及び課税標準の特例の対象となる障害者は、所得税及び住民税において、障害者控除の対象となる者です。
パートタイマー	形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されている者であり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別される者をいいます。 また、「相当短時間の勤務をすることとして雇用されている者」とは、就業規則等で定められた1日の所定労働時間（就業規則等に勤務時間の規定がない場合には、免税点判定日における実勤務時間）が同一事業所等に雇用される同一職種の正規従業者と比較して4分の3未満である者をいい、免税点の判定における従業者の範囲から除きます。 例えば、正規従業者の1日の所定労働時間が8時間の場合には、1日の所定労働時間が6時間未満の従業者は相当短時間の勤務をする者となります。
出向	「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させる者をいいます。 「出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う」とは、出向先の会社が支払う経営指導料等が、法人税法上給与として取り扱われる場合をいいます。
派遣	派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあります。
出張	企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行います。 また「長期出張」とは、課税標準の算定期間を超える期間の出張をいいます。

第4章 税率と免税点

1 税率

- 資産割の税率…事業所床面積1㎡につき600円
- 従業者割の税率…従業者給与総額の100分の0.25

2 免税点

事業所税の免税点判定は、資産割と従業者割でそれぞれ行います。したがって、いずれか一方が免税点を超えた場合は、その超えた方のみでも課税となります。

○資産割の免税点

高崎市内に所在する各事業所等の床面積の合計が1,000㎡以下の場合は課税されません。

○従業者割の免税点

高崎市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が100人以下の場合は課税されません。

(1) 免税点の判定日

免税点の判定は、資産割・従業者割ともに**課税標準の算定期間の末日の現況**により判定します。

したがって、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積及び従業者数は免税点判定の基礎に含まれません。

ただし、事業所床面積又は従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中に廃止した事業所等に係る事業所床面積（月割計算した面積）又は従業者給与総額も課税標準に含まれます。

(2) 免税点は基礎控除ではありません

免税点は基礎控除の制度ではありません。例えば事業所等の床面積の合計が1,500㎡の場合、課税対象となるのは500㎡ではなく1,500㎡となります。

(3) 免税点判定における特例

- ①算定期間の末日まで連続して6か月以上事業が休止状態にある場合でも、免税点の判定は、休止している部分の床面積も算入して判定することになります。ただし、この場合、休止している部分の床面積は、課税標準の床面積には算入しません。この休止施設には、施設の維持管理が行われており、いつでも使用可能な遊休施設や断続的な休止は含まれません。
- ②課税標準の算定期間中を通じて一の事業所等の単位で、課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の2倍を超える事業所等については、次の算式により算出された数を算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者数}} = \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在の従業者数の合計}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

第5章 非課税

1 非課税の範囲

事業所税の非課税措置には、事業を行う者の人的な特性に着目して非課税とする人的非課税（国、公共法人など）と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税があります。詳しくは、別表1 **非課税対象施設** P.30 を参照してください。

なお、用途非課税については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は非課税対象となりません。

2 人的非課税

(1) 国及び公共法人

国及び非課税独立行政法人並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人

(2) 公益法人等及び人格のない社団等（収益事業に係るものを除く）

法人税法第2条第6号に規定する公益法人等及び人格のない社団等

3 主な用途非課税

(1) 福利厚生施設

福利厚生施設とは、事業主が勤労者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます。常時設けられている施設とは、他の施設と明確に区画されていることが必要で、業務と兼用で使用される場合は非課税には該当しません。

一般的には、社員食堂、社員食堂の厨房、食事を取る等の休憩室、売店、美容室、理髪室、診察室、喫茶室、保養所、娯楽教養室、体育館などです。

更衣室、浴場、休憩室、仮眠室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合（例えば、制服着用が義務付けられている事業所等の更衣室等）と、専ら勤労者の福利厚生のために設けられる場合が考えられます。

その場合、本来の事業の性質、施設の利用の実態などから判断して、事業活動上必要な施設については、福利厚生施設には該当しません。

研修所、トイレ、物置、車庫等については、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

※社宅、社員寮、寄宿舎は、居住の用に供する施設ですので、事業所税の対象外です。

(2) 路外駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの）のうち、①から③のいずれかに該当するもの

①都市計画において定められたもの

②駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの

③一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの（認定の基準は下記（ア）、（イ）に該当するもの）

（ア）時間貸し駐車場

（イ）下記施設からおおむね200m以内の距離に設置されるもの

駅等の交通施設、美術館、図書館、博物館等の文化施設、市役所等の公的施設、商店街、大型店舗、病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学、その他の公益上施設

※次に掲げる部分は、通常、路外駐車場に該当せず課税対象として取り扱います。

- ・駐車場の駐車部分すべてを月極貸し（年貸し）する場合の全部
- ・駐車場の一部について月極貸し（年貸し）をしている場合の当該一部

(3) 消防用設備等・防災施設等

非課税の対象となるのは、百貨店、旅館等の不特定多数の者が出入りする特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等に限られます。

特定防火対象物の範囲並びに非課税の対象となる消防用設備等、特殊消防用設備等及び防災施設等の範囲は、表1 **特定防火対象物一覧表** P. 35、表2 **消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設** P. 36 のとおりです。

※一般事務所・倉庫においては、当該消防用設備及び防災施設等が設置されても対象になりません。

4 非課税の適用

(1) 非課税の判定日

課税標準の算定期間の末日の現況によります。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。

(2) 非課税適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、非課税施設と課税施設が混在し、これらの施設が廊下や階段などを共有している場合、非課税となるのは当該非課税施設のみであり、廊下や階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取り扱いとなります。(例：非課税施設となる社員食堂に通じる廊下・階段は課税標準床面積に算入します。)

(3) 非課税規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額を按分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

(4) 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合の算定

収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行う場合において、事業所等の事業所床面積もしくは従業者給与総額について、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれの非課税規定の適用を受けるものを算定します。

第6章 課税標準の特例

1 課税標準の特例の範囲

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例があります。

具体的には、別表2 **課税標準の特例対象施設** P. 39 の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

なお、課税標準の特例については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は特例対象となりません。

2 課税標準の特例の適用

(1) 課税標準の特例の判定日

課税標準の特例規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、**課税標準の算定期間の末日の現況**により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。

(2) 特例規定の適用を受ける事業とその他の事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定

特例規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者に係る課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に行います。

(3) 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

特例規定のうち2以上の規定の適用がある場合は、下記の順序により、一の規定を適用した後の課税標準を基礎として次の順序の規定が適用されます。

適用順位1 地方税法第701条の41第1項（同項の各号の重複適用は行いません。）

適用順位2 地方税法第701条の41第2項

第7章 減免

1 減免の範囲

本市においては、別表3 **減免対象施設等一覧表** P.42 各号に掲げる施設に係る資産割又は従業者割のそれぞれ各号の減免割合に相当する額が減免されます。

2 減免の適用・判定日

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、**課税標準の算定期間の末日の現況**により行います。また、算定期間の中で用途変更された場合は次のとおりになります。

①資産割については、課税標準の算定期間の中で減免の適用がない施設から減免の適用がある施設に用途変更された場合はその施設全体が減免の適用がある施設とされ、また減免の適用がある施設から減免の適用がない施設に用途変更された場合は月割されることなくその施設全体が減免の適用がない施設として課税されます。

②従業者割については、減免の適用がある施設に該当する期間中に支払われた従業者給与総額のみが減免の適用となります。

※減免は直接減免の用途に供される施設のみが減免の対象となります。

3 減免の申請について

減免を受けようとする場合は、事業所税の申告書のほかに事業所税の**納期限7日前までに事業所税減免申請書** P.72 を提出してください。この場合、減免申請書には減免を受けようとする事由を証明する書類（免許を必要とする業種にあっては、その免許の写し等）を添付してください。また事業所税の申告書には、減免する前の税額を申告してください。減免が決定した場合は後日「事業所税減免申請に関する通知書（以下「通知書」といいます。）」を送付いたします。

上記の期限までに減免申請をし、納期限までに減免額が確定した場合は、減免額を控除して税額を納付することができます。納期限までに減免額が確定していない（通知書が届かない）場合は、減免する前の税額を納期限までに納付してください。後日、減免額が確定した段階で減免額を還付いたします。この場合、納期限までに納付されませんと延滞金がかかることがあります。

第8章 共同事業及びみなし共同事業

1 共同事業（共同事業とみなされる事業を除く）

事業所等において2以上の者が共同して行う事業で、みなし共同事業を除くものをいいます。共同事業を行っている場合は、各共同事業者が連帯納税義務を負うことになります。なお、各共同事業者の免税点の判定及び課税標準の算定にあつては、次の点に留意してください。

(1) 免税点の判定

共同事業を行っている場合、各共同事業者の免税点は個々に判定することになります。

なお、この場合の免税点の判定等の基礎となる事業所床面積又は従業者数は、共同事業に係る損益分配の割合に応ずるものを各共同事業者が単独で行うものとみなして判定します。

算式は次のとおりとなります。

各共同事業者の事業所 床面積又は従業者数	＝	共同事業に係る事業所等の 事業所床面積又は従業者数	×	損益分配の割合（当該割合が定 められていない場合は、その者 の出資の額に応じる割合）
-------------------------	---	------------------------------	---	--

(2) 課税標準の算定

課税標準の算定についても、上記算式と同様に求めます。

2 みなし共同事業

事業を行う法人又は個人に、次に掲げる「特殊関係者」が存在している場合、当該事業を行う者は「特殊関係者を有する者」となります。「特殊関係者を有する者」と「特殊関係者」が同一家屋内で事業を行っている場合、当該「特殊関係者」の事業は、「特殊関係者を有する者」との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負います。

特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、法人にあつては事業年度、個人にあつては個人に係る課税期間の末日の現況により行います。

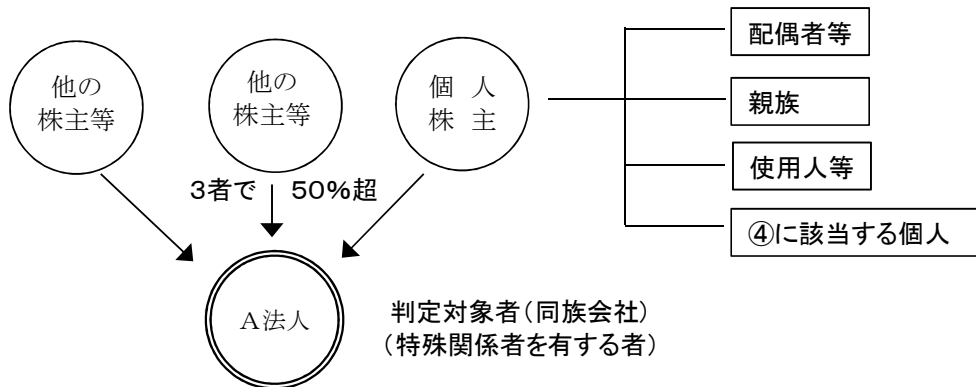
(1) 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

特殊 関係 者 と な る 個 人	①	判定対象者の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）、直系血族及び兄弟姉妹
	②	判定対象者の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族（①を除く））で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
	③	使用人その他の個人（①②を除く）で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
	④	判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①②を除く）及びその者と①から③までのいずれかに該当する関係がある個人
	⑤	判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①から④までのいずれかに該当する関係がある個人
特 殊 関 係 者 と な る 法 人	⑥	判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
	⑦	判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社も含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

(特殊関係者の具体例)

⑤ 判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①から④までの一に該当する関係がある個人



<参考> 上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

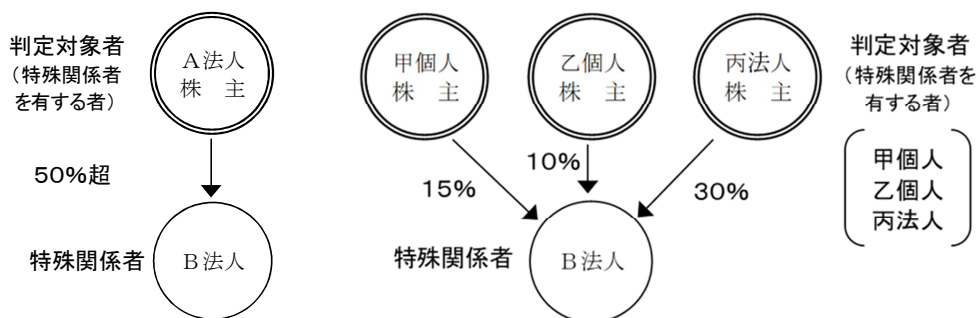
※「他の株主等」については省略します。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者
A法人	A法人	個人株主、配偶者等、親族、使用人等、④に該当する個人
個人株主	個人株主	配偶者等
		親族
		使用人等
		④に該当する個人
		A法人

⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

例1

例2

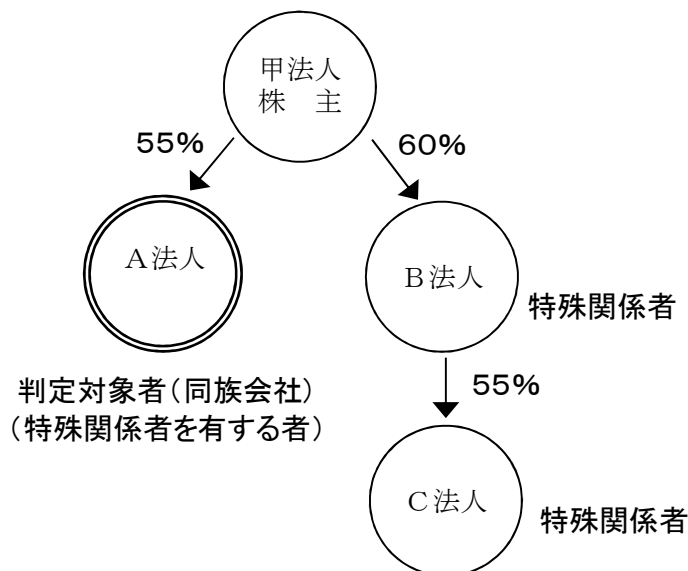


<参考> 上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

	判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者
例1	A法人	A法人	B法人
	B法人	—	—
例2	甲個人	甲個人	B法人
	乙個人	乙個人	
	丙法人	丙法人	
	B法人	B法人	甲個人、乙個人

⑦ 判定対象者が同族会社である場合、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社も含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

例1



<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有するもの→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人単独で株式の50%超を保有）に該当する会社

特殊関係者→C法人

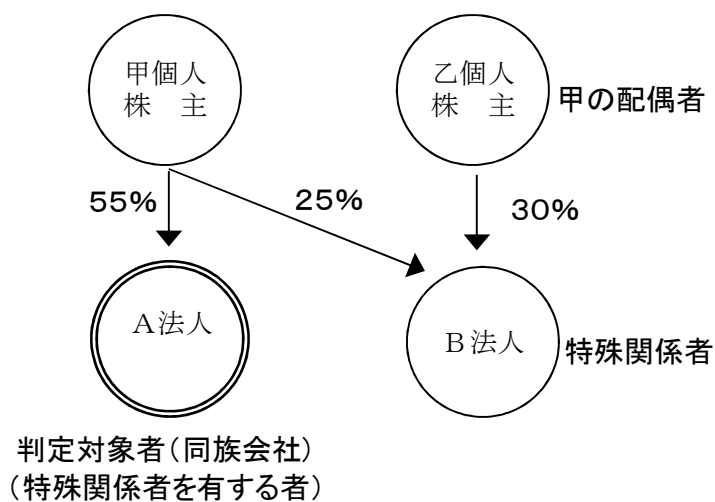
令第5条第1項第7号かっこ書により、甲法人を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（B法人）も判定の基礎に含めて判定を行います。その結果、B法人を判定の基礎として同族会社（B法人単独で株式の50%超を保有）に該当する会社

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者
A法人	A法人	B法人、C法人
B法人	B法人	A法人、C法人
C法人	—	—
甲法人	甲法人	A法人、B法人

※「その判定の基礎となった株主又は社員の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」とは、ある会社が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主を他の同族会社の判定の基礎となる者としていることをいうものですが、具体的には、その株主が他の同族会社の株式の50%超を保有している場合をいいます。

例2



<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人及び甲個人と特殊の関係にある乙個人を判定の基礎として同族会社（甲、乙で株式の50%超を保有）に該当する会社

特殊関係者→甲個人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である個人

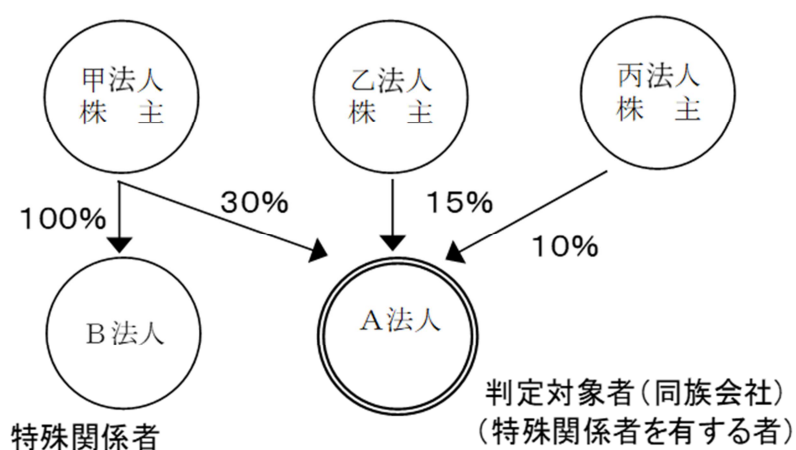
特殊関係者→乙個人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主である甲個人の配偶者

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者
A法人	A法人	甲個人、乙個人
		B法人
B法人	B法人	甲個人、乙個人
		A法人
甲個人	甲個人	乙個人
		A法人、B法人
乙個人	乙個人	甲個人
		B法人

例3 一方のみ特殊関係者となる場合



<判定対象者をA法人とした場合>

特殊関係者を有する者→A法人

特殊関係者→B法人

A法人の同族会社判定の基礎となった株主（甲法人・乙法人・丙法人）の一部である甲法人を判定の基礎として同族会社（甲法人単独で株式の50%超を保有）に該当する会社

※B法人を判定対象者としたときは、特殊関係者（甲法人単独で株式の50%超を保有する法人）は存在しません。

<参考>上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

判定対象者	特殊関係者を有する者	特殊関係者
A法人	A法人	B法人
B法人	—	—
甲法人	甲法人	A法人、B法人
乙法人	乙法人	A法人
丙法人	丙法人	

(2) 同族会社の判定

「同族会社」とは、法人税法第2条第1項第10号に規定する同族会社をいいます。具体的には、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合におけるその会社となります。

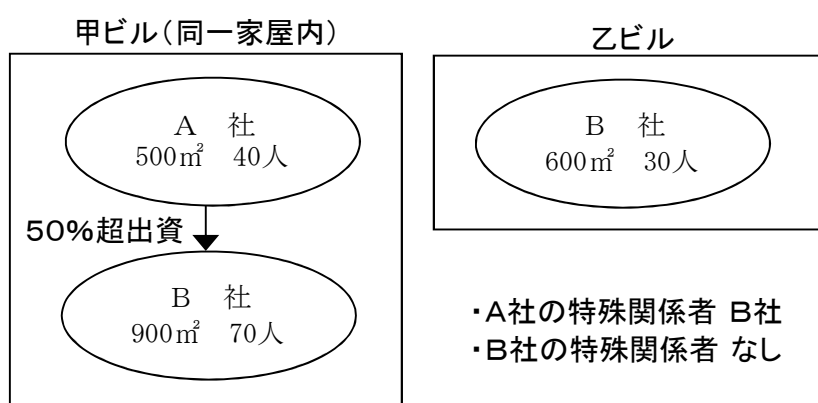
(3) 免税点の判定

各事業者の免税点は、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と、共同事業とみなされた者（特殊関係者）の事業の事業所床面積又は従業者数との合計で判定します。

(4) 課税標準の算定

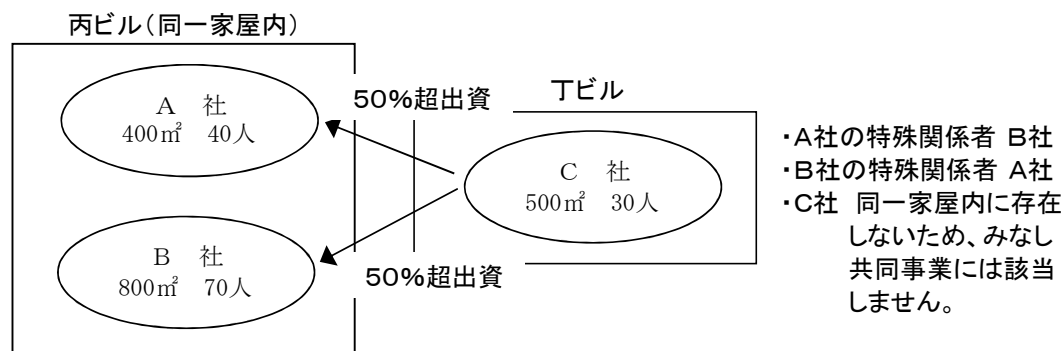
各事業者の課税標準は、それぞれが単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。

《例1》



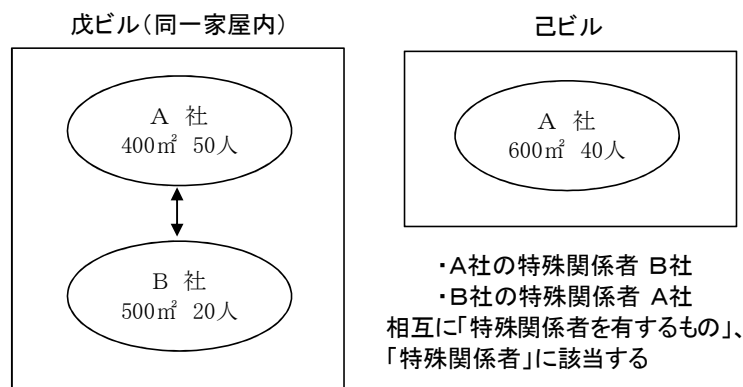
	免税点の判定	課税標準
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $500\text{ m}^2 + (900\text{ m}^2) = 1,400\text{ m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $40\text{ 人} + (70\text{ 人}) = 110\text{ 人}$ (免税点超) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 500 m^2 ・従業者割 40人分の従業者給与総額
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $900\text{ m}^2 + 600\text{ m}^2 = 1,500\text{ m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $70\text{ 人} + 30\text{ 人} = 100\text{ 人}$ (免税点以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $1,500\text{ m}^2$ ・従業者割 なし

《例2》



	免税点の判定	課税標準
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $400\text{ m}^2 + (800\text{ m}^2) = 1,200\text{ m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $40\text{ 人} + (70\text{ 人}) = 110\text{ 人}$ (免税点超) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 400 m^2 ・従業者割 40人分の従業者給与総額
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $800\text{ m}^2 + (400\text{ m}^2) = 1,200\text{ m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $70\text{ 人} + (40\text{ 人}) = 110\text{ 人}$ (免税点超) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 800 m^2 ・従業者割 70人分の従業者給与総額
C社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 500 m^2 (免税点以下) ・従業者割 30人 (免税点以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 なし ・従業者割 なし

《例3》



	免税点の判定	課税標準
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $400\text{ m}^2 + 600\text{ m}^2 + (500\text{ m}^2) = 1,500\text{ m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $50\text{ 人} + 40\text{ 人} + (20\text{ 人}) = 110\text{ 人}$ (免税点超) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $1,000\text{ m}^2$ ・従業者割 90人分の従業者給与総額
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $500\text{ m}^2 + (400\text{ m}^2) = 900\text{ m}^2$ (免税点以下) ・従業者割 $20\text{ 人} + (50\text{ 人}) = 70\text{ 人}$ (免税点以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 なし ・従業者割 なし

第9章 申告及び納付

1 申告納付について

事業所税は、納税義務者が自ら納付すべき税額を計算し、申告書に記載のうえ市役所に提出するとともに、その申告した税額を納付する申告納付の方法が採用されています。

(1) 申告納付が必要な方

- ①高崎市内の各事業所等の合計床面積（非課税床面積を除く）が1,000㎡を超える場合
 - ②高崎市内の各事業所等の合計従業者数（非課税従業者を除く）が100人を超える場合
- ※資産割、従業者割は合算して課税されますが、そのいずれか一方が免税点以下の場合であっても、他方の免税点を超える者については申告納付が必要です。

(2) 免税点以下申告

免税点以下で納税義務がない場合でも、次のいずれかに該当する場合は、市の条例により、申告書を提出していただく必要があります。

- ①課税標準の算定期間の末日における、高崎市内の事業所等の合計床面積（非課税床面積を除く）が800㎡を超える場合
- ②課税標準の算定期間の末日における、高崎市内の事業所等の合計従業者数（非課税従業者を除く）が80人を超える場合

(3) 事業所等を新設・廃止した場合の申告

事業所等の新設・廃止その他の事由により一定の要件に該当した方は、申告が必要となります。当該事由が生じた日から1か月以内に**事業所等新設・廃止・異動申告書**P.69を提出してください。

【申告が必要な方】

- ①事業所等の新設その他の事由により、高崎市内の事業所等の合計床面積（非課税床面積を除く）が800㎡を超えた方
- ②事業所等の新設その他の事由により、高崎市内の事業所等の合計従業者数（非課税従業者を除く）が80人を超えた方
- ③事業所等の廃止その他の事由により、高崎市内の事業所等の合計床面積（非課税床面積を除く）が800㎡以下となった方
- ④事業所等の廃止その他の事由により、高崎市内の事業所等の合計従業者数（非課税従業者を除く）が80人以下となった方

(4) 事業所用家屋を貸し付けている方の申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方は、当該事業所用家屋の床面積その他必要な事項（貸付状況等）について**事業所用家屋の貸付け等申告書**P.71を提出してください。

- ①事業所税の納税義務者（事業を行う法人・個人）に事業所用家屋を貸し付けている場合は、事業所用家屋を貸し付けている方が申告義務者となり、貸付を行った日から2か月以内の申告が必要です。
- ②貸付内容に変更があった場合には、変更があった日から1か月以内の申告が必要です。また、非課税及び課税標準の特例の適用、共用部分等がある場合は、初回申告の際にはできる限り対象建物の平面図の添付をお願いします（様式は問いません）。特定防火対象施設等で非課税等に当たる施設がある場合には、建築確認申請設計図書等で、消防用設備等や防災施設等が明示されている図面の写しを提出してください。

(5) 申告納付場所

申告書の提出先

窓口：高崎市役所市民税課（本庁舎2階 29番窓口）

郵送：〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 高崎市役所市民税課 税制担当
納付場所

高崎市指定金融機関等の本支店または高崎市役所納税課、各支所税務課

(6) 申告納期限

法人：事業年度終了の日から2か月以内

(法人税等の申告期限の延長の特例を受けている法人であっても、事業所税の申告期限は延長されません)

個人：翌年の3月15日まで

(年の途中で事業を廃止した場合は廃止の日から1か月以内、事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は4か月以内)

2 決定・修正申告・更正の請求

(1) 決定・期限後の申告

申告期限までに申告書の提出がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります。

ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

(2) 修正申告・更正の請求

申告した税額又は更正・決定を受けた税額が過少である場合には、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、不足額を納付してください。

また、申告した税額が過大である場合には、法定納期限から5年以内に限り、更正の請求をすることができます。

なお、市長は申告された課税標準及び税額、又は更正・決定した課税標準及び税額について、自ら調査した結果によって、更正することがあります。

3 延滞金

納期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に対して納期限の翌日から納付の日までの期間、年14.6%【※1】（ただし、次の表の期間は年7.3%【※2】）の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

申告書の提出		年7.3%【※2】の適用期間
①	申告期限までに提出した申告書に係る税額	納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
②	申告期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
③	修正申告書に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

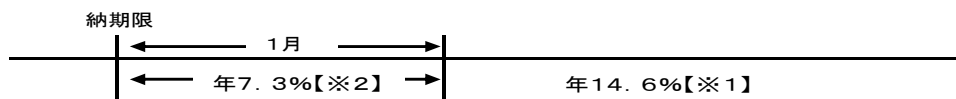
【※1】平成26年1月1日以降の期間は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%）となります。

【※2】平成26年1月1日以降の期間は、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限年7.3%）となります。

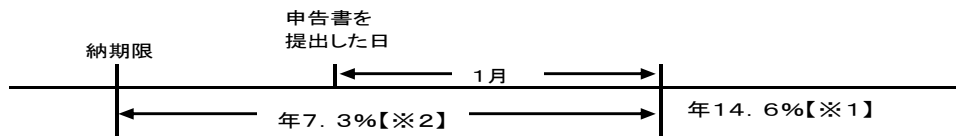
・延滞金特例基準割合（令和2年までは特例基準割合）とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合をいいます。

《参考例》 ア 納期限後に納付する場合

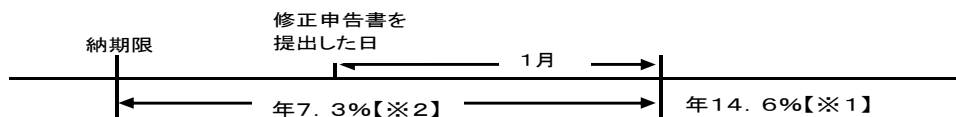
① 申告期限までに提出した申告書に係る税額



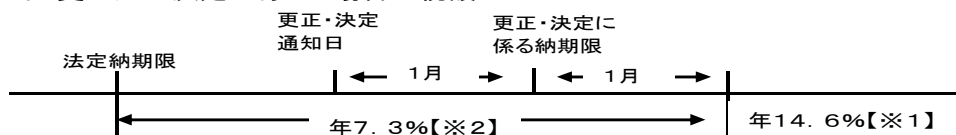
② 申告期限後に提出した申告書に係る税額



③ 修正申告に係る税額



イ 更正又は決定があった場合の税額



延滞金額の計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

また、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

4 加算金

(1) 過少申告加算金

加算金が課される場合	加算金の割合
提出期限内に申告書を提出した場合において、その税額が実際の税額より少ないため、修正申告をした場合又は更正をした場合（修正申告をした場合で、更正があるべきことを予知されたものでないときを除く。）	不足金額×10% （不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については15%）

(2) 不申告加算金

加算金が課される場合	加算金の割合
期限後に申告があった場合又は決定された場合	納付すべき税額×15% （申告税額のうち、50万円を超える300万円以下の部分については20%、300万円を超える部分については30%）
期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、修正申告した場合又は更正をした場合	
決定後に修正申告があった場合又は更正した場合	
期限後に申告又は修正申告があった場合で、更正又は決定があるべきことを予知したものでないとき	納付すべき税額×5%

(3) 重加算金

加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金又は、不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実を隠蔽又は、偽装したことによるものであるとき	過少申告加算金に代えて、不足税額（増加額）×35% 不申告加算金に代えて、納付すべき税額×40%

(4) 加算金の加重措置

加算金が課される場合	加算金の割合
過去5年以内に不申告加算金又は重加算金を徴収された者が、再び不申告加算金又は重加算金を徴収される場合	上記割合に10%加算

別表1 非課税対象施設

(表1) 特定防火対象物一覧表

(表2) 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設

(表3) 高崎市・安中市消防組合火災予防条例に規定する避難路

参考条文等凡例

法	地方税法
令	地方税法施行令
規	地方税法施行規則
法附	地方税法本法附則
令附	地方税法施行令附則
規附	地方税法施行規則附則

条、項、号は算用数字で表示し、項には数字を○、号は（ ）で囲んで表示しています。

別表1 非課税対象施設

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
1	国及び公共法人	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	○	○	法701の34①	地方公共団体、土地区画整理組合等(法人税法 別表1に掲げる法人)
2	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	法701の34② 令56の22 令56の23	学校法人、宗教法人、社会福祉法人、一般財団法人等(法人税法 別表2に掲げる法人)、NPO法人等
3	教育文化施設	博物館法第2条第1項に規定する博物館、その他政令で定める図書館、幼稚園(13に該当するものを除く)	○	○	法701の34③ (3) 令56の24	学校教育法附則第6条の規定により設置された私立の幼稚園、図書館法第2条第1項に規定する図書館
4	公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で、物価統制令の規定に基づき知事が入浴料金を定めるもの	○	○	法701の34③ (4) 令56の25	
5	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○	法701の34③ (5)	
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	法701の34③ (6)	
7	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	法701の34③ (7)	水道のための取水、貯水、導水、浄水、送水、配水等の施設
8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書による市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③ (8)	
9	病院・診療所等	医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの及び同条第29項に規定する介護医療院で政令で定めるもの並びに看護師等政令で定める医療関係者の養成所	○	○	法701の34③ (9) 令56の26	看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、臨床検査技師の養成所
10	保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③ (10) 令56の26の2	救護施設、更正施設、医療保護施設等
11	小規模保育事業用施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34③ (10の2)	
12	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの (13に該当するものを除く)	○	○	法701の34③ (10の3) 令56の26の3	母子生活支援施設、保育所、児童養護施設等

別表1 非課税対象施設

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
13	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○	法701の34③(10の4)	
14	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(10の5) 令56の26の4	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等
15	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設	○	○	法701の34③(10の6)	
16	社会福祉事業用施設	10から15までに掲げる施設のほか、社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(10の7) 令56の26の5	
17	地域包括支援事業用施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(10の8)	地域包括支援センター
18	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業用施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(10の9)	
19	農林漁業生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(11) 令56の27 規24の3	農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのご栽培施設
20	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	法701の34③(12) 令56の28 規24の4	(ア) 生産の用に供するもの (イ) 国の補助金若しくは交付金の交付又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で、保管、加工、流通の用に供されるもの (ウ) 農林水産業者の研修のための施設、農林水産業者の経営の近代化又は合理化のための施設で農林水産業に関する試験研究のための施設
21	卸売市場	卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する付設集卸売場等並びに指定場外保管場所	○	○	法701の34③(14) 令56の29 規24の5	(ア) 中央卸売市場、地方卸売市場 (イ) 株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集卸売場及び卸売又は仲卸しの業務に必要な倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター (ウ) 卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所において生鮮食料品等を保管する施設

別表1 非課税対象施設

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
22	電気事業用施設	電気事業法第2条第1項に規定する一般送配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(16) 令56の32	電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
23	ガス事業用施設	ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(17) 令56の33	ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
24	中小企業の集積の活性化等事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号口の貸付けを受けて設置する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(18) 令56の34 規24の5の2	(ア) 一定の事業 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業のうち特定のもの (イ) 特定のもの 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項に規定する中小企業者が行う(ア)又は(ア)の趣旨に沿って当該施設を利用して行う事業の用に供する施設で工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備
25	中小企業の総合特別区域における施設	イ 総合特別区域法第2条第2項第5号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設で特定のもの ロ 総合特別区域法第2条第3項第5号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(19) 令56の35 規24の5の3規24の5の4	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備
26	鉄道事業用施設	鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(20) 令56の36	本来の事業の用に供する施設のうち事務所・発電施設以外の施設
27	自動車運送事業用施設	道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは第二種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを経営する者がその本来の事業の用に供する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(21) 令56の37	営業所、車庫、荷捌所、待合室、整備工場、詰所等本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設

別表1 非課税対象施設

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
28	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で特定のもの	○	○	法701の34③(22) 令56の38	本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
29	電気通信事業用施設	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する電気通信事業（携帯電話、自動車電話等を除く。）を営む特定の者が当該事業の用に供する特定の施設	○	○	法701の34③(24) 令56の40 規24の6の2	(ア) 特定の者 電気通信事業法の規定による認定を受けた者のうち、同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する者及びこれに類する者として総務大臣が指定するもの (イ) 特定の施設 事務所、研究施設、研修施設以外の施設
30	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	法701の34③(25) 令56の40の2 規24の6の3	
31	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの	○	○	法701の34③(25の2) 令56の40の3 規24の6の4	
32	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	法701の34③(26) 令56の41 規24の7	(ア) 以下のものが該当します 保養所、売店、体育館、従業員食堂、診療所、娯楽施設、理髪室 (イ) 以下は該当しません トイレ、研修所、駐車場等の通勤施設、事業所の更衣室、業務上必要な仮眠室、現場作業員用浴室及び事業に関する図書室等
33	路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場が都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	法701の34③(27) 令56の42 規24の8	(ア) 時間貸し駐車場 (イ) 該当施設からおおむね200m以内の距離に設置されるもの(①駅等の交通施設②美術館、図書館、博物館等の文化施設③市役所等の公的施設④商店街、大型店舗⑤病院、ホール、スポーツ施設、公園、大学⑥その他の公益上必要な施設)
34	都市計画駐輪場	道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号の2に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○	法701の34③(28)	
35	高速道路事業用施設	東日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	法701の34③(29) 令56の42の2	
36	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等及び特殊消防用設備等並びに防災施設等	○	×	法701の34④ 令56の43 規24の9	非課税の対象となるのは、特定防火対象物(表1参照)に設置される消防用設備等、防災施設等(表2参照)及び条例で規定する避難路(表3参照)に限られますので、一般事業用家屋に当該設備等が設置されていても、非課税に該当しません

(表1) 特定防火対象物一覧表 (注) 本表は、消防法施行令 別表第一に基づき作成したものです。

(一)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(二)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
(三)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(四)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害者区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。))又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)
(六)	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十六)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六の二)		地下街
(十六の三)		建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)

(表2) 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設

表1に掲げる特定防火対象物に設置されるものに限り、非課税が適用されます。

(注) 消防用設備等及び防災施設等であっても、次に掲げる場合は非課税の対象となりません。

- ・設置床面積がない場合(例えば、天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分)
- ・家屋の床面積に含まれない部分や床面積の全部が非課税となる部分に設置されている場合

(注) 消防用設備等については、消防法第17条第1項の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の適用があるもの。

(注) 消防法又は建築基準法施行前の建築物等については、従前の規定に適合すればよいものです。

(注) 居室とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいいます。

	非課税対象となる施設又は設備	具体的取扱い	非課税割合	
			全部	1/2
1	次の設備に係る水槽の設置部分 ・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備・泡消火設備 ・屋外消火栓設備・動力消防ポンプ設備 ・不活性ガス消火設備	消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用されている場合も事業所床面積は非課税になります。	○	
2	次の設備に係るポンプが設置されているポンプ室 ・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備・泡消火設備	消防用設備のポンプと一般給水用ポンプとが併設されているポンプ室の消防用設備等に係る非課税面積は、それぞれのポンプの規模(占有床面積等)に応じ当該ポンプ室に係る事業所床面積を按分し計算します。	○	
3	次の設備に係る非常用電源又は予備電源の電源室(発電室、蓄電池室又は変電室) ・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備・泡消火設備 ・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 ・粉末消火設備・自動火災報知設備 ・ガス漏れ火災警報設備・非常警報設備 ・誘導灯・排煙設備・非常用コンセント設備 ・無線通信補助設備・非常用照明装置 ・非常用エレベーター	①消防用設備等の非常用電源と他の共用の受電設備、変電設備、その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常用電源専用受電設備に係る事業所床面積については非課税になります。 ②消防用設備等に係る非常電源設備と一般照明等の電源設備とが併設されている電源室の消防用設備等に係る非課税面積は、それぞれの電源設備の規模(占有床面積)に応じ当該電源室に係る事業所床面積を按分し計算します。	○	
4	次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分(バルブ類(スプリンクラー設備の制御弁等の格納部分)を含むものとし、床を占有する部分に限る) ・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備 ・水噴霧消火設備・泡消火設備 ・不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 ・粉末消火設備・自動火災報知設備 ・ガス漏れ火災警報設備・非常警報設備 ・誘導灯・排煙設備・非常用コンセント設備 ・無線通信補助設備・非常用照明装置 ・非常用エレベーター	パイプスペース又はシャフトとして区画された部分で、消防用設備等の配管又は配線とが併用しているものは非課税になります。	○	
5	動力消防ポンプ設備の格納庫		○	
6	総合操作盤その他の消防用設備等の操作機器(火災報知設備の受信機を含む)の設置部分(床を占有する部分に限る)	①消防用設備等の監視・操作等と空調・保温等の監視・操作等を併せ行う総合操作盤は非課税になります。 ②壁等に埋め込まれ、又は取付けられている消防用設備等は、占有する部分がないので非課税になりません。	○	
7	前記の消防用設備等の操作機器の操作面積	テーピング等により操作面積が有効に確保されている場合に限りです。		○

	非課税対象となる施設または設備	具体的取扱い	非課税割合	
			全部	1/2
8	次の設備に係る消化薬剤の貯蔵槽又は消化剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 ・泡消火設備・不活性ガス消火設備 ・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備		○	
9	消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱、連結送水管の放射用器具の格納箱又は簡易消火器具の設置部分（床を占有する部分に限る）	①壁等に取付けられている場合については6の②の取扱いを参照してください。 ②移動性消防器具については、設置箇所の標識（消防法施行規則第9条第4号）が設けられ、かつ、当該部分に常置されている場合に限り、占有部分が非課税になります。	○	
10	避難器具の設置部分（床を占有する部分に限る）	①壁等に取付けられている場合については6の②の取扱いを参照してください。	○	
11	排煙器具のダクトスペース（床を占有する部分に限る）及び排煙機の設置部分	①防災用の排煙と暖房等の排煙が併用するダクトスペースは、非課税になります。 ②排煙機が設置されている機械室に他の一般機器が併設されている場合については、2の取扱いを参照してください。	○	
12	階段 ・避難階段又は特別避難階段	特別避難階段は、付室の設置が構造上の要件であるので、この付室も非課税になります。	○	
	・避難階又は地上へ通する直通階段（避難階段又は特別避難階段を除くものとし、傾斜路を含む） ・防火区画されている前記以外の階段の部分			○
13	廊下の部分	廊下とは、室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、売場内の店内通路等は、これに該当しません。		○
14	避難階における屋外への出入口（風除室）	屋外への出入口が扉・柱等で区画されている場合に、当該部分が2分の1非課税になります。		○
15	非常用進入口		○	
16	中央管理室	火災報知設備の受信機等及び消防用設備等の操作機器の占有部分は、前記6により全部非課税とされていますので、中央管理室の残りの部分が2分の1非課税になります。		○
17	昇降機 ・非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー		○	
	・前記以外のエレベーター又はエスカレーター等の昇降路（防火区画されているものに限る）	エレベーター自体の構造上、回りの壁及びエレベーター扉で防火構造になっているもの		○
	・吹抜きとなっている部分及びダクトスペースの部分等（防火区画されているものに限る）			○
18	高崎市・安中市消防組合火災予防条例に規定する避難通路（表3に掲げるものに限る）	スプリンクラー設備の有効範囲内に設置されるもの	○	
		上段以外のもの		○
19	高崎市・安中市消防組合火災予防条例に規定する喫煙所			○
20	条例又は消防長若しくは消防署長や建築基準法第2条第35号に規定する特定行政庁の命令に基づき設置する施設又は設備で火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの			○

(表3) 高崎市・安中市消防組合火災予防条例に規定する避難路

劇場等の避難通路	<p>ア 横に並んだいす席の基準席数（最大20席）以下ごとにその両側に幅80cm以上の縦通路（当該基準席数の2分の1以下の席数ごとに縦通路を保有する場合、幅60cm以上の片側通路とすることができる）を保有しなければならない。</p> <p>イ 縦に並んだいす席20席以下ごと及び客席部分の最前部に幅1m以上の横通路を保有しなければならない。</p> <p>ウ まず席を設ける客席の部分は横に並んだます席2ます以下ごとに幅40cm以上の縦通路を保有しなければならない。</p> <p>※以上の通路は避難口に直通のこと</p>						
キャバレー等及び飲食店の避難通路	<p>客席の床面積が150㎡以上の階の客席には、有効幅員1.6m（飲食店にあっては1.2m）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。</p>						
百貨店等の避難通路	<p>ア 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場には、下欄の区分に掲げる幅員以上の主要避難通路を1以上保有しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="466 792 1066 882" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>売場又は展示場の床面積</th> <th>幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150㎡以上300㎡未満</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上</td> <td>1.6m</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が600㎡以上の場合には上記の主要避難通路のほか、有効幅員1.2m以上の補助避難通路を保有しなければならない。</p> <p>※1百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場をいいます。</p> <p>※2主要避難通路とは、売場又は展示場内に幹線的に設ける通路で避難口に通じる通路をいいます。</p> <p>※3補助避難通路とは、売場又は展示場内の各部分から主要避難通路又は避難口に通じる通路をいいます。</p> <p>※4売場とは、事務室、便所、倉庫、荷作り場、食堂部分等を除いた、客が出入りする商品の陳列販売部分をいいます。</p>	売場又は展示場の床面積	幅員	150㎡以上300㎡未満	1.2m	300㎡以上	1.6m
売場又は展示場の床面積	幅員						
150㎡以上300㎡未満	1.2m						
300㎡以上	1.6m						

※図面上に表示される消防設備等の略号

- DS ダクトスペース
- PS パイプスペース
- EPS 電気配管シャフト
- ELV エレベーター

別表2 課税標準の特例対象施設

参考条文等凡例

法	地方税法
令	地方税法施行令
規	地方税法施行規則
法附	地方税法本法附則
令附	地方税法施行令附則
規附	地方税法施行規則附則

条、項、号は算用数字で表示し、項には数字を○、号は（ ）で囲んで表示しています。

別表2 課税標準の特例対象施設（地方税法第701条の41）

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
1	協同組合等	法人税法第2条第7号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①表(1)	農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、労働金庫、商工組合、消費生活協同組合等（法人税法 別表第3に掲げる法人）
2	各種学校等	学校教育法第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①表(2)	経理専門学校、料理学校、美容・理容学校、洋裁・和裁学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置するものは非課税）
3	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設(4に該当するものを除く)	3/4	—	法701の41 ①表(3) 令56の53 規則24の11	【注1】
4	産業廃棄物等処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業、その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する事務所以外の施設	3/4	1/2	法701の41 ①表(4) 令56の53の2	【注2】
5	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	法701の41 ①表(5)	
6	生鮮食料品価格安定用施設	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で特定のものの	3/4	—	法701の41 ①表(6) 令56の54 規24の12	国、地方公共団体の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは、沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設
7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で特定のものの	3/4	—	法701の41 ①表(7) 令56の56	包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設
8	木材市場・木材保管施設	木材取引のための市場で特定のものの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で特定のものの	3/4	—	法701の41 ①表(8) 令56の57 規24の14	市場…木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの保管施設…専ら木材の保管の用に供される施設
9	ホテル・旅館用施設	旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（ただし風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供するものを除く）	1/2	—	法701の41 ①表(9) 令56の60 規24の19	客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く)、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室、ランドリー室（地方税法第701条の34第4項に規定する非課税施設を除く）
10	倉庫業者の倉庫	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—	法701の41 ①表(14)	倉庫業法第3条の規定により登録を受けて倉庫業を営む者(倉庫業者)が使用する倉庫
11	タクシー事業用施設	道路運送法第3条第1号ハに掲げるタクシー事業の用に供する施設で特定のものの	1/2	1/2	法701の41 ①表(15) 令56の63	営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設、整備工場、資材部品倉庫等事務所以外の施設
12	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される施設で特定のものの	1/2	1/2	法701の41 ①表(17)	トラックターミナル、鉄道の貨物駅、倉庫、上屋、荷捌き場等

別表2 課税標準の特例対象施設（地方税法第701条の41）

番号	対象	要件等	適用		根拠法令	具体例
			資産割	従業者割		
13	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2	法701の41 ①表(18)	
14	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	法701の41 ①表(19) 令56の66 規24の21	信書郵便の引受け及び配達の用に供する施設、信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設
15	心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する事業所	1/2	—	法701の41 ② 令56の68 規24の22	雇用する心身障害者の数が一定人以上であり、かつ、労働者に占める心身障害者の割合が2分の1以上である事業所（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限り）
16	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設	1/4	—	法附33⑤ 令附16の2の8⑥ 規附12の3③	※適用期限がありますのでご注意ください。 令和10年3月31日までに経営改善措置等に関する計画の承認を受けたもの。 ・適用期間の制限 法人…計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで特例を適用。 個人…計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する年分まで特例を適用。
17	特定事業所内保育施設	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする同法59条の2第1項に規定する施設のうち、当該政府の補助（運営費）に係るもの（特定事業所内保育施設）に係る事業所等において行う事業	3/4	3/4		※令和7年度税制改正により、特例措置は廃止となりました。 なお、経過措置として、対象期間において政府の補助を受けており、令和7年4月1日以降も継続して政府の補助を受けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例の対象となります。

【注1】 公害防止施設とは以下のようなものをいいます。

(1) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設
(2) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物の排出抑制に資する施設
(3) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する同項に規定する指定物質の排出、飛散の抑制施設
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設(同法第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設を除く)
(6) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し又は排出されるダイオキシン類の処理施設

【注2】 産業廃棄物等処理施設とは以下のようなものをいいます。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
(2) 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
(3) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設
(4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設

別表3 減免対象施設（高崎市市税条例および同施行規則）

番号	対象	要件等	適用の有無	
			資産割	従業者割
1	教科書出版事業用施設	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の教科書出版に係る売上金額が出版物販売事業の総売上金額の2分の1に相当する金額を超える場合の当該教科書出版の事業用施設	1/2	1/2
2	劇場等	地方税法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設（以下「劇場等」という。）で次に該当するもの	1/2	—
	ア 慈善興行を行う劇場等	（ア）その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められるもの		
	イ 舞台等の広い劇場等	（イ）（ア）以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋（以下「舞台等」という。）の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比し広大であると認められるもの（おおむね同程度以上）	当該舞台等に係る資産割の1/2	—
3	指定自動車教習所	道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所	1/2	1/2
4	大学以外の学校の生徒等の旅行用貸切バスに供する施設	道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の部分（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその学生、生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	下記参照	下記参照
	当該旅行に係るバスの走行km数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行km数の合計数に対する割合を乗じて得た値の2分の1（※注）			
		（※注） 軽減の割合 = $\frac{\text{当該旅行に係るバスの走行kmの合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの総走行kmの合計数}} \times \frac{1}{2}$		
5	酒類卸売業の酒類保管倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—
6	倉庫業者の事業用倉庫	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者が、その本来の事業の用に供する倉庫で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が、30,000㎡未満であるもの	全額	全額
7	タクシー事業用施設	地方税法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設（事務所以外の施設）で当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下であるもの	全額	全額
8	中小企業近代化助成施設	廃止前の中小企業振興事業団法の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、地方税法第701条の34第3項第18号（非課税対象施設）に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全額	全額

別表3 減免対象施設（高崎市市税条例および同施行規則）

9	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全額	全額
10	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（非課税対象施設、購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。）	全額	全額
11	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料の日本農林規格第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000㎡以下の場合に限る）	1/2	—
12	ビルメンテナンス業用施設	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	全額
13	列車内食堂及び売店施設	列車内において食堂及び売店の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	—	1/2
14	古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	—
15	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—
16	ねん糸原材料又は製品の保管用施設	ねん糸、かさ高加工系、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸、かさ高加工系の製造を行う者にあつては、専業に限る。）又は機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設	1/2	—
17	漬物の製造用施設	野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—
18	粘土かわら製造業用施設	粘土かわら製造業の施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施ゆう場を含む。）及び製品倉庫	1/2	—
19	い草製品の原材料又は製品の保管の用に供する施設	い草製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（い草製品と併せ製造するポリプロピレン製花むしろに係るものを含む。）	1/2	—
20	市長が特に認めるもの	前各号に掲げるもののほか、市長が特に減免を必要と認める施設 （例）合併に伴う資産割の二重課税	市長が定める額	
21	天災等により被害を受けた施設	震災、風水害、火災等による災害によって、事業所用家屋が滅失し、又は甚大な被害を受けた者	市長が定める額	

申告書記載要領と申告書の種類について

1	税額等計算例	4 5
2	申告書記載要領	5 6
3	申告書等作成時のチェックポイント	6 2
4	申告に必要な書類等	6 3
5	記載例（免税点以下申告）	7 4

1 税額等計算例

事例1

高崎市内にA社の甲事業所と乙工場があります。

事業年度末日（X年3月31日）の事業所床面積の内訳は次のとおりです。

課税の対象になりますか。

甲事業所

床面積：1,200.00 m²

そのうち非課税床面積：300.00 m²

乙工場

床面積：600.00 m²

そのうち課税標準の特例による控除床面積：200.00 m²

免税点の判定

この場合のA社の課税の判断は、次のとおりとなります。

甲事業所 1,200.00 m² - 300.00 m² = 900.00 m²

乙工場 600.00 m² - 0.00 m² = 600.00 m²（免税点の判定では特例は控除しません）

合計 1,500.00 m² > 1,000 m²（免税点）

以上のとおり、免税点（1,000 m²）を超えることとなるので、課税の対象となります。

なお、この場合の課税標準は、免税点を超えた部分だけでなく、1,300.00 m² [1,500.00 m² - 200.00 m²（特例控除床面積）] が対象となりますので注意してください。

事例2

高崎市内にB社の甲事業所と乙事業所があります。

事業年度末日（X年3月31日）の従業者の内訳は次のとおりです。

課税の対象になりますか。

甲事業所

従業者数：75人

そのうち役員以外で65歳以上の従業者：5人

乙事業所

従業者数：40人

そのうち役員以外の障害者：3人

中途退職者（事業年度途中で退職）：2人

免税点の判定

この場合のB社の課税の判断は、次のとおりとなります。

甲事業所 75人 - 5人 = 70人

乙事業所 40人 - 3人 - 2人 = 35人

合計 105人 > 100人（免税点）

以上のとおり、免税点（100人以下）を超えることとなるので、課税の対象となります。

なお、この場合の課税標準は、免税点を超えた部分だけでなく、105人と中途退職者2人の給与総額が対象となりますので注意してください。

事例3

C株式会社

・事業内容 製造業

・事業所床面積：11,463.85 m²

(内訳) 事務所：375.85 m²

社員食堂(福利厚生施設)：88.00 m²

工場：11,000.00 m²

・給与総額の明細

期末(X年3月31日)現在の従業者数：112人

給与総額：341,600,000円

(うち役員以外の65歳以上の従業者2人分に支払われた給与総額：6,102,500円)

1 資産割

(1) 免税点の判定

免税点の判定においては、事業所床面積から非課税床面積を除いた床面積で判定します。

$$11,463.85 \text{ m}^2 - 88.00 \text{ m}^2 = \mathbf{11,375.85 \text{ m}^2}$$

(事業所床面積) (非課税床面積)

免税点(1,000 m²)を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準

$$11,463.85 \text{ m}^2 - 88.00 \text{ m}^2 = \mathbf{11,375.85 \text{ m}^2}$$

(3) 税額計算

$$11,375.85 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 6,825,510 \text{ 円}$$

(4) 資産割額

6,825,510円

2 従業者割

(1) 免税点の判定

役員以外の65歳以上の従業者については、従業者人数から除きます。

$$112 \text{ 人} - 2 \text{ 人} = \mathbf{110 \text{ 人}}$$

免税点(100人)を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準

従業者給与総額は、役員以外の65歳以上の従業者に支払った給与総額を除きます。

$$341,600,000 \text{ 円} - 6,102,500 \text{ 円} = \mathbf{335,497,000 \text{ 円}} \text{ (1,000円未満切捨て)}$$

(3) 税額計算

$$335,497,000 \text{ 円} \times \frac{0.25}{100} = 838,742 \text{ 円} \text{ (1円未満切捨て)}$$

(4) 従業者割額

838,742円

3 申告すべき税額

$$6,825,510 \text{ 円} + 838,742 \text{ 円} = 7,664,252 \text{ 円} \rightarrow 7,664,200 \text{ 円}$$

(確定金額で100円未満切捨て)

申告納税額 7,664,200円

事例4

D株式会社

- ・事業内容 倉庫業
- ・事業所床面積：30,348.75 m²
(内訳) 事務所：273.75 m²
社員食堂 (福利厚生施設)：75.00 m²
営業倉庫：30,000.00 m²
- ・給与総額の明細
期末 (X年3月31日) 現在の従業者数：32人
給与総額：98,600,000円
(うち役員以外の65歳以上の従業者2人分に支払われた給与総額：6,102,500円)

1 資産割

(1) 免税点の判定

免税点の判定においては、事業所床面積から非課税床面積を除いた床面積で判定します。

$$30,348.75 \text{ m}^2 - 75.00 \text{ m}^2 = \mathbf{30,273.75 \text{ m}^2}$$

(事業所床面積) (非課税床面積)

免税点 (1,000 m²) を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準

$$\text{倉庫 } 30,000.00 \text{ m}^2 \times 3/4 = 22,500.00 \text{ m}^2$$

(特例対象施設) (倉庫床面積) (特例控除割合) (特例控除床面積)

したがって、課税標準は

$$30,348.75 \text{ m}^2 - 75.00 \text{ m}^2 - 22,500.00 \text{ m}^2 = \mathbf{7,773.75 \text{ m}^2}$$

(事業所床面積) (非課税床面積) (特例控除床面積)

(3) 税額計算

$$7,773.75 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 4,664,250 \text{ 円}$$

(4) 資産割額

$$4,664,250 \text{ 円}$$

2 従業者割

(1) 免税点の判定

役員以外の65歳以上の従業者については、従業者人数から除きます。

$$32 \text{ 人} - 2 \text{ 人} = \mathbf{30 \text{ 人}}$$

免税点 (100人) を超えていませんので課税にはなりません。

(2) 従業者割額 なし

3 申告すべき税額

$$4,664,250 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 4,664,250 \text{ 円} \rightarrow 4,664,200 \text{ 円}$$

〔確定金額で100円未満切捨て〕

申告納税額 4,664,200 円

事例5

貸ビルに入居し、事業を行っている場合

E株式会社

- ・事業内容 食品卸業
- ・事業所床面積 右図参照
- ・給与総額の明細

期末（X年3月31日）現在の従業員：25人

給与総額：90,320,000円

E社	990.00 m ²	共用部分 1,200.00 m ²
空き室	1,440.50 m ²	
○社	1,440.50 m ²	
□社	1,440.50 m ²	

1 資産割

(1) 免税点の判定

E社の専用部分の床面積は990.00 m²ですが、共用部分がある場合の事業所床面積の計算は、専用部分の床面積と共用部分の床面積との合計になります。

共用部分の床面積の算出方法は次のようになります。

E社の共用部分の床面積 = 共用部分の床面積 × $\frac{\text{共用部分に係るE社の専用部分の床面積}}{\text{共用部分に係る専用部分の床面積の合計}}$

$$= 1,200.00 \text{ m}^2 \times \frac{990.00 \text{ m}^2}{990.00 \text{ m}^2 + 1,440.50 \text{ m}^2 + 1,440.50 \text{ m}^2 + 1,440.50 \text{ m}^2}$$

(注) 空き室も専用部分に含めます。

$$= 223.66 \text{ m}^2 \text{ (小数点第2位未満切捨て)}$$

E社の事業所床面積 $990.00 \text{ m}^2 + 223.66 \text{ m}^2 = 1,213.66 \text{ m}^2$

免税点（1,000 m²）を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準

(1) から **1,213.66 m²**

(3) 税額計算

$$1,213.66 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 728,196 \text{ 円}$$

(4) 資産割額

728,196円

2 従業者割

(1) 免税点の判定

従業者数 **25人**

免税点（100人）を超えていませんので課税にはなりません。

(2) 従業者割額 なし

3 申告すべき税額

$$728,196 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 728,196 \text{ 円} \rightarrow 728,100 \text{ 円}$$

申告納税額 728,100円 } 〔確定金額で100円未満切捨て〕

事例6

ホテルの場合の計算例（資産割のみ）

- ・事業所床面積：3,300.00 m²
- (内訳) ①客室部分：2,000.00 m²
- ②事務所：24.00 m²
- ③フロント・ロビー：60.00 m²
- ④食堂（宿泊者用）・厨房：130.00 m²
- ⑤リネン室：24.00 m²
- ⑥食品庫・倉庫：21.00 m²
- ⑦中央管理室：25.00 m²
- ⑧（⑦のうち消防用設備操作盤）：5.00 m²
- ⑨非常用エレベーター：94.00 m²
- ⑩避難階段：140.00 m²
- ⑪廊下：600.00 m²
- ⑫消防・防災設備（消火栓等）：160.00 m²
- ⑬休憩室：12.00 m²
- ⑭仮眠室：10.00 m²

(1) 免税点の判定

免税点の判定は事業所床面積から非課税部分を除いた床面積で判定します。

ホテルの場合の非課税部分とは

- ・消防用設備等・防災施設等床面積（ホテルは特定防火対象施設に該当）
- ・福利厚生施設（当事例の場合、仮眠室は業務上必要とされる施設であるため、非課税には該当しません。）

非課税施設

区分	非課税施設	床面積	非課税割合	非課税床面積
消防・ 防災	⑦中央管理室 (⑧を除いた床面積)	20.00 m ²	1/2	10.00 m ²
	⑧消防用設備操作盤	5.00 m ²	全部	5.00 m ²
	⑨非常用エレベーター	94.00 m ²	全部	94.00 m ²
	⑩避難階段	140.00 m ²	全部	140.00 m ²
	⑪廊下	600.00 m ²	1/2	300.00 m ²
	⑫消防・防災設備(消火栓等)	160.00 m ²	全部	160.00 m ²
福利 厚生	⑬休憩室	12.00 m ²	全部	12.00 m ²
				721.00 m ²

免税点判定

$$3,300.00 \text{ m}^2 - 721.00 \text{ m}^2 = 2,579.00 \text{ m}^2$$

(事業所床面積) (非課税床面積)

免税点 (1,000 m²) を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準

課税標準は特例対象施設の特例割合による床面積を控除した床面積です。

ホテルの特例対象施設は客室、食堂、広間、ロビー、機械室等で専ら宿泊客の利用に供する施設です。

【適用の条件】

旅館業法に規定するホテル営業等の用に供する施設に限ります。

(風俗関連営業用施設を除く)

特例対象施設	床面積	特例割合	特例対象床面積
①客室部分	2,000.00 m ²	1/2	1,000.00 m ²
③フロント・ロビー	60.00 m ²		30.00 m ²
④食堂(宿泊者用)・厨房	130.00 m ²		65.00 m ²
⑤リネン室	24.00 m ²		12.00 m ²
			1,107.00 m ²

課税標準となる床面積

$$3,300.00 \text{ m}^2 - 721.00 \text{ m}^2 - 1,107.00 \text{ m}^2 = 1,472.00 \text{ m}^2$$

(事業所床面積) (非課税床面積) (控除対象床面積)

(3) 税額計算

$$1,472.00 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 883,200 \text{ 円}$$

資産割額 883,200 円

事例7

高○総業(株)は、7月決算(1年決算)の法人で、X年8月1日からY年7月31日までの事業年度において、使用している事業所用家屋の床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は、次のとおりとします。

●本店(高松町35番地1)

- (1) 上○ビル(特定防火対象物)に入居(上○不動産(株)所有)
- (2) 上○ビル全体の床面積: 7,273.43 m²
- (3) (2)のうち、入居事業所全体の専用床面積: 4,464.04 m²
- (4) (3)のうち、高○総業(株)の専用床面積: 1,217.56 m²
- (5) (4)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積: 122.68 m²
- (6) (4)のうち、防災施設等に係る非課税床面積: 38.45 m²
- (7) 共用床面積: 2,809.39 m²
- (8) (7)のうち、防災施設等に係る非課税床面積: 1,742.18 m²
- (9) 本店勤務従業者88人に支払われた給与総額: 294,385,871円
- (10) (9)のうち、福利厚生施設に勤務する従業者2人に支払われた給与総額: 4,397,889円
- (11) (9)のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業者15人に支払われた給与総額
: 33,005,178円
- (12) (9)のうち、年齢55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人に支払われた給与総額
: 4,387,889円
- (13) 上○ビル内に群○総業(株)(特殊関係者)が入居
(専用床面積: 304.39 m²、共用床面積: 72.76 m²、従業者数: 15人)

●倉渕営業所(倉渕町三ノ倉303番地)

- (14) 箕郷営業所へ移転するため、Y年4月15日に廃止
- (15) 廃止の日現在の事業所床面積: 849.41 m²
- (16) X年8月1日からY年4月15日までの間に
倉渕営業所に勤務した従業者20人に支払われた給与総額: 33,213,842円

●箕郷営業所(箕郷町西明屋702番地4)

- (17) 倉渕営業所から移転し、Y年4月16日に新設
- (18) 算定期間の末日の事業所床面積: 948.36 m²
- (19) (18)のうち、福利厚生施設に係る非課税床面積: 58.77 m²
- (20) Y年4月16日からY年7月31日までの間に
箕郷営業所に勤務した従業者20人に支払われた給与総額: 11,233,841円
- (21) (20)のうち、役員以外の年齢65歳以上の従業者1人に支払われた給与総額: 2,798,735円

1 資産割

(1) 免税点判定

$$\begin{aligned} \text{本店} : & 1,217.56 \text{ m}^2 + \left[\frac{\left[\begin{array}{l} (8) \text{ 共用部分のうち} \\ \text{の非課税床面積} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} (4) \text{ 高〇総業株} \\ \text{の専用床面積} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} (4) \text{ 専用床面積} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} (7) \text{ 共用床面積} \end{array} \right]} \times \frac{1,217.56 \text{ m}^2}{4,464.04 \text{ m}^2} \right] \\ & - (122.68 \text{ m}^2 + 38.45 \text{ m}^2) + (304.39 \text{ m}^2 + 72.76 \text{ m}^2) \\ & \left[\begin{array}{l} \text{専用部分のうちの非課税床面} \\ \text{積} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} (13) \text{ 群〇総業株の事業所床面積} \\ \text{(みなし共同事業に該当)} \end{array} \right] \\ & \quad (5) + (6) \end{aligned}$$

$$= 1,217.56 \text{ m}^2 + 291.07 \text{ m}^2 - 161.13 \text{ m}^2 + 377.15 \text{ m}^2 = 1,724.65 \text{ m}^2 \cdots \textcircled{1}$$

$$\begin{aligned} \text{箕郷営業所} : & 948.36 \text{ m}^2 - 58.77 \text{ m}^2 = 889.59 \text{ m}^2 \cdots \textcircled{2} \\ & \quad (\text{事業所床面積}) \quad (\text{非課税床面積}) \end{aligned}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 2,614.24 \text{ m}^2$$

免税点 (1,000 m²) を超えることとなるので、課税の対象となります。

※倉淵営業所は、課税標準の算定期間の末日 (Y年7月31日) 現在に所在しないので免税点判定の事業所床面積には含めません。

(2) 課税標準

$$\text{本店} : 1,217.56 \text{ m}^2 + 291.07 \text{ m}^2 - 161.13 \text{ m}^2 = 1,347.50 \text{ m}^2 \cdots \textcircled{3}$$

$$\text{倉淵営業所} : 849.41 \text{ m}^2 \times \frac{9}{12} = 637.05 \text{ m}^2 \text{ (小数点第2位未満切捨て)} \cdots \textcircled{4}$$

$$\text{箕郷営業所} : (948.36 \text{ m}^2 - 58.77 \text{ m}^2) \times \frac{3}{12} = 222.39 \text{ m}^2 \text{ (小数点第2位未満切捨て)} \cdots \textcircled{5}$$

$$\textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} = 2,206.94 \text{ m}^2$$

(3) 税額計算

$$2,206.94 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 1,324,164 \text{ 円}$$

(4) 資産割額

$$1,324,164 \text{ 円} \cdots \textcircled{6}$$

2 従業者割

(1) 免税点判定

本店 : 88人 - (2人 + 15人) + 15人 = 86人…⑦
〔(10)非課税〕〔(11)非課税〕〔(13)群〇総業株の従業者〕

箕郷営業所 : 20人 - 1人 = 19人…⑧
〔(21)非課税〕

⑦ + ⑧ = 105人

免税点 (100人) を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準

本店 : 294,385,871円
〔(12)雇用改善助成対象者〕
- [4,397,889円 + 33,005,178円 + (4,387,889円 × $\frac{1}{2}$)]
〔(10)非課税〕 〔(11)65歳以上の者〕 〔控除割合〕
= 254,788,860円…⑨

倉渕営業所 : 33,213,842円…⑩

箕郷営業所 : 11,233,841円 - 2,798,735円 = 8,435,106円…⑪
〔(21)65歳以上の者〕

⑨ + ⑩ + ⑪ = 296,437,000円 (1000円未満切捨て)

(3) 税額計算

296,437,000円 × $\frac{0.25}{100}$ = 741,092円 (1円未満切捨て)

(4) 従業者割額

741,092円…⑫

3 申告すべき税額

⑥(1,324,164円) + ⑫(741,092円) = 2,065,256円 → 2,065,200円

申告納税額 2,065,200円 〔確定金額で100円未満切捨て〕

事例 8

法人名：たかさ〇株式会社 決算期：3月末決算

事業所名称	本店/支店	事業所所在地
たかさ〇株式会社	本店	高崎市高松町 35 番地 1 群〇ビル
たかさ〇株式会社 新町支店	支店	高崎市新町 3152 番地 1
たかさ〇株式会社 吉井支店	支店	高崎市吉井町吉井川 371 番地

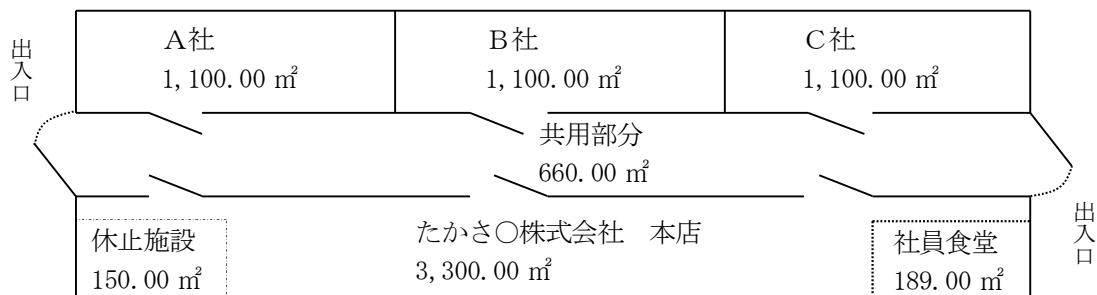
Y年3月31日決算期末時点での事業所床面積及び同期中に支払われた従業員給与総額等の状況は次のとおりです。

(1) 本店

①事業所床面積

ア 専用床面積：3,300.00 m²

なお、本店は貸ビル（群〇ビル）に入居しています。

当該貸ビルには他にA社、B社及びC社がそれぞれ1,100.00 m²ずつ専用しており、これらの専用部分に係る共用部分の床面積は660.00 m²となっています。イ 専用部分の床面積3,300.00 m²のうち社員食堂として189.00 m²を使用しており、またX年9月1日から使用していない部屋（休止施設）が150.00 m²あります。

②従業員給与総額

従業員の給与等の支払いは、毎月1日から月末までの分をその月に支払っています。

ア 従業員（206人分）：370,611,410円

イ アの従業員のうち65歳以上の従業員（6人分）：13,811,000円

(2) 支店（市内2店舗）

●たかさ〇株式会社 新町支店

①事業所床面積：935.00 m²（うち娯楽室：202.00 m²）

②従業員給与総額

ア 従業員（32人分）：44,681,000円

イ アの従業員のうち心身障害者（17人分）：17,081,500円

③この支店は、心身障害者を多数雇用する事業所に該当しています。

（※心身障害者多数雇用事業所：資産割のみ1/2控除）

●たかさ〇株式会社 吉井支店

①事業所床面積：1,612.00 m²

②従業員給与総額 従業員（115人分）：221,772,100円

③この支店は、X年7月17日に廃止しています。

1 資産割

(1) 免税点の判定

本店の床面積は3,300.00 m²ですが、共用部分がある場合の事業所床面積の計算は、専用部分の床面積と共用部分の床面積との合計になります。

共用部分の床面積の算出方法は次のようになります。

$$\begin{aligned} \text{本店の共用部分の面積} &= \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{共用部分に係る本店の専用部分の床面積}}{\text{共用部分に係る専用部分の床面積の合計}} \\ &= 660.00 \text{ m}^2 \times \frac{3,300.00 \text{ m}^2}{1,100.00 \text{ m}^2 + 1,100.00 \text{ m}^2 + 1,100.00 \text{ m}^2 + 3,300.00 \text{ m}^2} \\ &= 330.00 \text{ m}^2 \text{ (小数点第2位未満切捨て)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{本店の事業所床面積} &: 3,300.00 \text{ m}^2 + 330.00 \text{ m}^2 - 189.00 \text{ m}^2 = 3,441.00 \text{ m}^2 \cdots \textcircled{1} \\ &\quad \left[\begin{array}{ccc} \text{専用床面積} & \text{共用床面積} & \text{非課税床面積} \end{array} \right] \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{新町支店} &: 935.00 \text{ m}^2 - 202.00 \text{ m}^2 = 733.00 \text{ m}^2 \cdots \textcircled{2} \\ &\quad \left[\begin{array}{cc} \text{事業所床面積} & \text{非課税床面積} \end{array} \right] \end{aligned}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 4,174.00 \text{ m}^2$$

免税点 (1,000 m²) を超えることとなるので、課税の対象となります。

※吉井支店は、課税標準の算定期間の末日 (Y年3月31日) 現在所在しないので、免税点判定の事業所床面積には含めません。

※本店の休止施設は、免税点判定の事業所床面積に含めて計算します。

(2) 課税標準

$$\begin{aligned} \text{本店} &: 3,441.00 \text{ m}^2 - 150.00 \text{ m}^2 = 3,291.00 \text{ m}^2 \cdots \textcircled{3} \\ &\quad \left[\text{休止施設} \right] \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{新町支店} &: 733.00 \text{ m}^2 - \left(733.00 \text{ m}^2 \times \frac{1}{2} \right) = 366.50 \text{ m}^2 \cdots \textcircled{4} \\ &\quad \left[\text{心身障害者多数雇用事業所：資産割のみ 1/2 控除} \right] \end{aligned}$$

$$\text{吉井支店} : 1,612.00 \text{ m}^2 \times \frac{4}{12} = 537.33 \text{ m}^2 \text{ (小数点第2位未満切捨て)} \cdots \textcircled{5}$$

$$\textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} = 4,194.83 \text{ m}^2$$

(3) 税額計算

$$4,194.83 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 2,516,898 \text{ 円}$$

(4) 資産割額

$$2,516,898 \text{ 円} \cdots \textcircled{6}$$

2 従業者割

(1) 免税点の判定

本店従業者数 : 206人 - 6人 = 200人…⑦
(65歳以上の従業者)

新町支店 : 32人 - 17人 = 15人…⑧
(心身障害者)

⑦ + ⑧ = **215人**

免税点(100人)を超えることとなるので、課税の対象となります。

(2) 課税標準

本店従業者給与総額 : 370,611,410円 - 13,811,000円 = 356,800,410円…⑨
(65歳以上の従業者)

新町支店 : 44,681,000円 - 17,081,500円 = 27,599,500円…⑩
(心身障害者)

吉井支店 : 221,772,100円…⑪

⑨ + ⑩ + ⑪ = **606,172,000円** (1000円未満切捨て)

(3) 税額計算

$$606,172,000 \text{円} \times \frac{0.25}{100} = 1,515,430 \text{円}$$

(4) 従業者給与額

1,515,430円…⑫

3 申告すべき税額

⑥ + ⑫ = 2,516,898円 + 1,515,430円 = 4,032,328円 → 4,032,300円

[確定金額で100円未満切捨て]

申告納税額 **4,032,300円**

2 申告書記載要領

事例8に基づく事業所税の申告書(第44号様式、第44号様式別表1～4)の記載例を次ページ以降に掲載しましたので、これを参考に申告書を作成してください。

第44号様式「事業所税の申告書」記載要領

「個人番号又は法人番号」欄
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に規定する個人番号又は法人番号を記載します。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載します。

⑫欄 別表1「事業所等明細書」の
従業者給与と総額との合計を記載します。

⑬欄 別表2「非課税明細書」の非
課税従業者給与と総額との合計を記
載します。

⑭欄 別表3「課税標準の特例明細
書」の控除従業者給与と総額との合計
を記載します。

⑮欄 1000円未満の端数が生じ
た場合は切り捨てます。

⑯欄 1円未満の端数が生じた場合
は切り捨てます。

⑰欄 修正申告の場合は、既に
納付の確定した当期分の資産割額
又は従業者割額を各々記載します。

⑱欄 100円未満の端数が生
じた場合は切り捨てます。

※1㎡の100分の1未満は
切り捨てます。

第四十四号様式

年 月 日 (宛先) 高崎 市長 ※ 処 理 事 項 発 信 年 月 日 通 信 日 付 印 整理番号 事務所 区分 申告年月日 申告番号 申告区分 60		事業所 事務所 事業種目 資本金の額又は出資金の額 10,000,000 所轄税務署名 高崎 税務署 (電話) 027-321-0000 高崎 一郎	
氏名 カブシキガイシャ たかさ〇株式会社 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 代表者の氏名 タカサキ タロウ 高崎 太郎		住所 〒 370-8501 高崎市高松町35番地1 又は 〒 370-1392 高崎市新町3152番地1	
事業所 床面積 非課税に係る 事業所床面積 控除事業所 床面積 課税標準と なる事業所 床面積 資産割額 既に納付の確定した資産割額		事業年度又は課税期間 日までの 事業年度又は課税期間 1 月 日 から 3 月 日 従業者給与と総額 4,565 00 非課税に係る従業者給与と総額 1,612 00 控除従業者給与と総額 391 00 課税標準となる従業者給与と総額 (⑫-⑬-⑭) 606,172,000 従業者割額 (⑮ × 0.25 / 100) 1,515,430 既に納付の確定した従業者割額 資産割額と従業者割額の合計額 (⑰+⑱) 4,032,300 既に納付の確定した事業所税額 (⑲-⑳) 00 この申告により納付すべき事業所税額 (⑲-⑳) 4,032,300 備 考 2,516,898 関与税理士氏名 (電話)	

①欄 別表1「事業所等明細書」
明細区分1の計の床面積の事業所床
面積を記載します。

②欄 別表1「事業所等明細書」
明細区分2の計の床面積の事業所床
面積を記載します。

③④欄 別表2「非課税明細書」
のAの合計（事業所等が2以上の
場合は、これらの合計です。）で、
③又は④に該当する個々の数値を
記載します。

⑤⑥欄 別表3「課税標準の特例
明細書」のAの合計（事業所等が
2以上ある場合は、これらの合計
です。）で、⑤又は⑥に該当する
個々の数値を記載します。

⑦欄 ①-③-⑤の数値を記載し
ます。ただし、課税標準の算定期
間が12月に満たない場合は上記
の数値に
算定期間の月数
12月
を乗じて得た数値を記載します。
※この場合先に12で除してから
算定期間の月数を乗じて計算を
し、1㎡の100分の1未満の端数
は切り捨てます。

⑧欄 ②-④-⑥の数値（算定期間が
12月に満たない場合は⑦欄に準じて
算出した数値）に、各々以下に掲げる
割合を乗じて得た数値の計を記載しま
す。
①算定期間の中途に新設した事業所等
新設の日の属する月の翌月から
算定期間の末日の属する月までの月数
算定期間の月数
②算定期間の中途に廃止した事業所等
算定期間の開始日の属する月から
廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数
③算定期間の中途に新設し、かつ廃止
した事業所等
新設の日の属する月の翌月から
廃止の日の属する月までの月数
算定期間の月数
なお、1㎡の100分の1未満の端数
は個々の事業所等ごとに切り捨てま
す。

第44号様式別表1「事業所等明細書」の記載要領

事業所等明細書		明細区分の別		算定期間		X年4月1日から Y年3月31日まで		※ 整理番号又は法人番号 氏名又は法人番号		整理番号 事務所 区分 管理番号		第四十四号様式別表一	
明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	住所・氏名	① 専用床面積 ② 共用床面積	③ 事業所床面積 (①+②)	使用した期間(年月日)	同上の月数	従業者数	従業者給与総額	従業者数	区分	管理番号	申取区分
①	本店	高崎市高松町35番地1		3,300.00	3,630.00	・ ・ ・ から	・ ・ ・ から	206	370,611,410	206	たかさ	株式会社	60
2	前橋市大手町1-1-1 株式会社 群○			330.00	935.00	・ ・ ・ から	・ ・ ・ から	32	44,681,000	32			
計													
①	新町支店	高崎市新町1152番地1		935.00	935.00	・ ・ ・ から	・ ・ ・ から	32	44,681,000	32			
2						・ ・ ・ から	・ ・ ・ から	238	415,292,410	238			
計													
1				4,235.00	4,565.00	・ ・ ・ から	・ ・ ・ から						
2				330.00	330.00	・ ・ ・ から	・ ・ ・ から						
計													
1	吉井支店	高崎市吉井町吉井川371番地		1,612.00	1,612.00	X・4・1 から	X・7・17 から	115	221,772,100	115			
2	高崎市吉井町多比良4273-1 牛○商事(有)					4							
計													
1				1,612.00	1,612.00	・ ・ ・ から	・ ・ ・ から	115	221,772,100	115			
2						・ ・ ・ から	・ ・ ・ から						
計													
1						・ ・ ・ から	・ ・ ・ から						
2						・ ・ ・ から	・ ・ ・ から						
計													

「個人番号又は法人番号」欄
行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に
関する法律(番号法)に規定する
個人番号又は法人番号を記載し
ます。なお、個人番号を記載する
場合には、左側を1文字空けて記
載します。

事業所等が算定期間を通じて
使用したものである場合は、「使
用した期間」及び「同上の月数」
の欄共に記載の必要はありません。
●新設の日の属する月の翌月
から算定期間の末日の属する月
までの月数
(2)算定期間中途に廃止した事
業所等
●算定期間の開始日の属する
月から廃止の日の属する月ま
での月数
(3)算定期間中途に新設し、かつ
廃止した事業所等
●新設の日の属する月の翌月
から廃止の日の属する月ま
での月数

算定期間中に支払われた又は支
払われるべき給与等の総額を記
載します。

期末又は廃止の日現在におけ
る従業員数を記載します。
ただし、当該算定期間に属する
各月の末日現在の従業員数のつ
ち、最大数及び最小数月の2倍を
超える場合は、各月末の従業員
数の合計を算定期間の月数で除
した数値を記載します。

明細区分「1」は、事業所等が算
定期間を通じて使用されたものを
いいます。「2」は、事業所等が算
定期間中途に新設又は廃止され
たものをいいます。「計」は、「1」
又は「2」の両方の合計をいいます。
記載に当たっては、「1」の事業
所等を記載してからその「計」を記
載し、次に「2」の事業所等を記載
してその「計」と順に記載します。
また、該当する項目に○印を付しま
す。

期末又は廃止の日現在における
専用に係る事業所等の用に供す
る部分の延床面積を記載します。

専用床面積に対応する別表4「共
用部分の明細書」の⑥欄の共用床
面積を記載します。

「専用床面積」と「共用床面積」
の合計を記載します。ただし、事
業所等専ら全部を専用してい
る場合等で共用床面積がない場
合は、この欄のみを記載します。

※1㎡の100分の1未満は
切り捨てます。

第44号様式別表2「非課税明細書」の記載要領

非課税明細書

算定期間		X年4月1日から		Y年3月31日まで		整理番号		事務所		区分		管理番号		申告区分	
※		氏名又は個人番号又は法人番号		たかき株式会社		1234567890123								60	
事業所等の名称		高崎市高松町35番地1													
事業所等の所在地		高崎市高松町35番地1													
非課税の34第	非課税の内訳	資産割	非課税床面積		非課税従業員数	従業員割		非課税従業員給与総額							
			㎡	千円		人	十億円								
法第701条の34第3項第26号該当	障害者・65歳以上の従業員	189	00	00	6	0	0	13,811,000							
法第701条の34第3項第26号該当	障害者・65歳以上の従業員	189	00	00	6	0	0	13,811,000							
合計		189	00	00	6	0	0	13,811,000							
※		高崎市新町3152番地1													
非課税の34第	非課税の内訳	資産割	非課税床面積		非課税従業員数	従業員割		非課税従業員給与総額							
			㎡	千円		人	十億円								
法第701条の34第3項第26号該当	障害者・65歳以上の従業員	202	00	00	17	0	0	17,081,500							
法第701条の34第3項第26号該当	障害者・65歳以上の従業員	202	00	00	17	0	0	17,081,500							
合計		202	00	00	17	0	0	17,081,500							
※		高崎市新町3152番地1													
非課税事業所床面積等の合計		391	00	00	23	0	0	30,892,500							

「個人番号又は法人番号」欄
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に規定する個人番号又は法人番号を記載します。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字型で記載します。

算定期間中に支払われた又は支払われるべき給与等の額のうち、非課税に係る給与等の額を該当項目別に記載します。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業員数を該当項目別に記載します。

非課税に係る該当項目別に、各々適用される法令条項等を記載します。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る床面積を、該当項目別に各々記載します。ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合（別表4「共用部分の計算書」が添付される場合）は、共同の用に供する部分の床面積に係る非課税床面積については記載しません。

2以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載します。なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載します。

※1㎡の100分の1未満は切り捨てます。

第44号様式別表3「課税標準の特例明細書」の記載要領

課税標準の特例明細書

算定期間 X年4月1日から Y年3月31日まで		※ 整理番号 事務所区分 申告区分 管理番号 60	個人番号又は法人番号 1234567890123				
事業所等の所在地 高崎市高松町35番地1		※ 個人番号又は法人番号 1234567890123					
事業所等の名称 本店	課税標準の特例明細書の特例内訳	課税標準の特例適用 対象床面積 ⑦	課税標準の特例適用 控除額 ⑧×⑩ ⑨	課税標準の特例適用 控除額 ⑦×⑩ ⑨	課税標準の特例適用 対象従業員給与総額 ⑪	課税標準の特例適用 控除額 ⑫×⑬ ⑭	課税標準の特例適用 控除額 ⑪×⑬ ⑭
法第701条の41 第1項第1号該当							
法第701条の41 第1項第2号該当							
休止施設	150.00	150.00	150.00	150.00			
雇用改善助成対象者							
合計	150.00	150.00	150.00	150.00			
事業所等の所在地 高崎市新町3152番地1		※ 個人番号又は法人番号 1234567890123					
事業所等の名称 新町支店	課税標準の特例明細書の特例内訳	課税標準の特例適用 対象床面積 ⑦	課税標準の特例適用 控除額 ⑧×⑩ ⑨	課税標準の特例適用 控除額 ⑦×⑩ ⑨	課税標準の特例適用 対象従業員給与総額 ⑪	課税標準の特例適用 控除額 ⑫×⑬ ⑭	課税標準の特例適用 控除額 ⑪×⑬ ⑭
法第701条の41 第2項第1号該当		733.00	366.50	366.50			
法第701条の41 第2項第2号該当							
雇用改善助成対象者							
合計	733.00	366.50	366.50	366.50			
控除事業所床面積の合計		516.50		控除従業員給与総額の合計			

「個人番号又は法人番号」欄
 行政手続における特定の個人を
 識別するための番号の利用等に
 関する法律（番号法）に規定する
 個人番号又は法人番号を記載し
 ます。なお、個人番号を記載する
 場合には、左側を1文字型で記
 載します。

課税標準の特例に係る該当項目
 別に、各々適用される控除割合を
 記載します。

工に才の割合を乗じて得た控除
 従業員の給与等の額を記載しま
 します。（1円未満の端数は切り捨て
 ます。）

算定期間中に支払われた又は支
 払われるべき従業員給与総額の
 うち、課税標準の特例に係る給与
 等の額を、該当項目別に各々記載
 します。

Aにイの割合を乗じて得た控除
 床面積を記載します。（1㎡の
 100分の1未満は切り捨てま
 します。）

※1㎡の100分の1未満は
 切り捨てます。

課税標準の特例に係る該当項目
 別に、各々適用される法令条項
 等を記載します。

期末又は廃止の日現在におけ
 る課税標準の特例に係る床面積
 を、該当項目別に各々記載しま
 します。
 なお、法第701条の41第
 1項及び第2項並びに法第3
 3条第5項の規定のうち、2以
 上の規定の適用がある場合に
 は、これらの規定を受けけるウの
 欄の「控除床面積」を控除した
 後の床面積を記載します。

休止施設届出書（P67）の休止
 施設の面積を記載します。

2以上の事業所等について、
 課税標準の特例の規定の適用が
 ある場合は、この欄に合計を記
 載します。
 なお、課税標準の特例明細書
 が2枚以上となる場合は、最終
 の課税標準の特例明細書のこの
 欄に合計を記載します。

第44号様式別表4「共用部分の計算書」の記載要領

共用部分の計算書

※		事業所等の名称		事業所等の所在地		高崎市高松町35番地1		事業所等の所在地		第四十四号様式別表四				
専定期間	X年4月1日から Y年3月31日まで	※	処理事項	整理番号	区分	事務所	管理番号	申告区分	60	「個人番号又は法人番号」欄 行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に 関する法律（番号法）に規定する 個人番号又は法人番号を記載し ます。なお、個人番号を記載する 場合には、左側を1文字ずつ記 載します。				
氏名又は 個人番号又 は法人番号	たかき 株式会社	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
①	専用部分の延べ面積	6,600	00	③ の内 訳		⑦								⑦欄 ア、イ及びロの欄は、特定 防火対象物である事業所等につい てのみ記載します。
②	①のうち当該事業所部分の延べ面積	3,300	00	消防設備等に係る共用床面積		⑦								ア欄 共用部分のうち、令56の 43②に掲げる消防設備等に係 る床面積を記載します。
③	非課税に係る共用床面積			全部が非課税となる共用床面積		④								イ欄 共用部分のうち、令56の 43③1イ、4及び5イに掲げる避 難階段等に係る床面積を記載しま す。
④	③以外の共用床面積	660	00	防災に関する設備等		(× $\frac{1}{2}$)								ウ欄 共用部分のうち、令56の 43③1ロ、2、3及び5ロに掲 げる廊下等に係る床面積の2分の 1相当部分の床面積を記載しま す。
⑤	共用床面積の合計(③+④)	660	00	⑦～⑨以外の非課税に係る共用床面積		⑤								エ欄 共用部分のうち、ア、イ及 びロ以外の非課税に係る共用床面 積を記載します。
⑥	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)	330	00	合計(⑦～⑨)		⑦								※1㎡の100分の1未満は 切り捨てます。
※	事業所等の名称	事業所等の所在地		事業所等の所在地		事業所等の所在地		事業所等の所在地		事業所等の所在地		事業所等の所在地		
①	専用部分の延べ面積			③ の内 訳		⑦								
②	①のうち当該事業所部分の延べ面積			消防設備等に係る共用床面積		⑦								
③	非課税に係る共用床面積			全部が非課税となる共用床面積		④								
④	③以外の共用床面積			防災に関する設備等		(× $\frac{1}{2}$)								
⑤	共用床面積の合計(③+④)			⑦～⑨以外の非課税に係る共用床面積		⑤								
⑥	事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$)			合計(⑦～⑨)		⑦								

①欄 共用部分以外の部分（以下、専用部分）で、⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積を記載します。

②欄 ①の専用部分の延べ面積のうち、この申告書に係る事業所等部分の延べ面積（専用床面積）を記載します。

③欄 同表右才欄の数値（共用部分の延べ面積のうち、非課税の規定の適用を受ける部分）の床面積を記載します。

④欄 共用部分の延べ面積のうち、非課税の規定の適用とされない部分の床面積を記載します。

3 申告書等作成時のチェックポイント

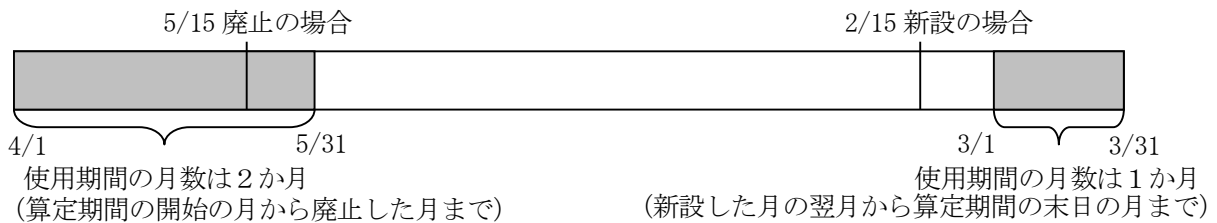
◎免税点判定 <<従業者割>>

- ・算定期間の末日現在高齢者及び障害者を含めていませんか？
- ・役員について、高齢者及び障害者という理由で人数から除いていませんか？
⇒役員以外の従業者で高齢者及び障害者については、従業者数に含めません。

◎課税標準の算定 <<資産割>>

- ・事業所等の新設日・廃止日は、賃貸借契約の開始日・解約日になっていますか？
⇒事業所等の新設日・廃止日は営業開始日（オープンの日）・終了日（閉店の日）ではなく、当該業務の準備期間等を含む、原則として賃貸借契約期間の開始日・解約日となります。
- ・算定期間の中途に同一ビル内で事業所等を拡張した場合に月割計算していませんか？
⇒同一ビル内で借り増した場合は、事業所等の新設ではないので、月割計算は行わず、算定期間の末日の床面積が課税標準となります。
- ・算定期間の中途に新設、廃止した事業所等について、使用期間の月割計算の月数は正しいですか？

<例>算定期間（事業年度）：4月1日から3月31日まで



- ・事業所床面積に共用床面積を含めていますか？
⇒家屋の一棟全てを使用している場合以外は、原則として、共用部分があります。
ビルのオーナー、貸主等に共用床面積をお問い合わせのうえ、別表4（共用部分の計算書）を添付してください。
- ・倉庫などの従業者が常駐していない事業所等も申告していますか？
⇒従業者の常駐していない事業所等も課税対象となります。
- ・福利厚生施設（非課税）を業務用にも使用していませんか？
⇒福利厚生と業務用を兼用する施設は非課税にはなりません。

◎課税標準の算定 <<従業者割>>

- ・非課税の通勤手当を含めていませんか？
⇒所得税の課税対象となる通勤手当は含めますが、非課税通勤手当は含めません。
- ・高齢者について、非課税の対象となる年齢の誕生日を含む給与計算期間からの給与を除いていますか？また、役員の方は高齢者であっても含めていますか？
⇒算定期間の途中で誕生日を迎えて高齢者となった従業者の場合は、高齢者となった給与計算期間に係る給与を課税対象から除きます。ただし、役員については、障害者や高齢者であっても課税対象となります。
- ・アルバイト・パート等に支払った賃金を含めていますか？
⇒アルバイト・パート等に支払った賃金も全額課税対象になります。
- ・中途退職者に支払った給与も含めていますか？
⇒中途退職者に支払った給与も全額課税対象になります。

4 申告に必要な書類等

申告に必要な書類は次のとおりです。◆のある書類は該当する場合のみ提出してください。

書 類	内 容
・事業所税の申告書 (第44号様式) ◆個人番号(マイナンバー)が確認できる書類	当初の申告、修正の申告に使用します。 別表1～4の記載内容を基に作成します。 ※個人の方の場合、個人番号カード又は通知カード。通知カードの場合は本人であることが確認できる書類(運転免許証、旅券、障害者手帳、写真付き社員証など)があわせて必要。
・事業所等明細書 (第44号様式別表1)	課税標準の算定期間中における事業所の使用状況を記載します。
◆非課税明細書 (第44号様式別表2)【注1】	明細書に記載した事業所において非課税に該当する施設、従業員がある場合に使用します。
◆課税標準の特例明細書 (第44号様式別表3)【注1】	明細書に記載した事業所において課税標準の特例の適用となる施設、従業員がある場合に使用します。
◆共用部分の計算書 (第44号様式別表4)	オフィスビルなどの共同で使用している建物に係る共同の用に供する部分がある場合に使用します。
◆従業員給与総額月別内訳明細書 (P.64)	算定期間中に支払われた給与等の月別総額を記載してください。
◆障害者・65歳以上の従業員及び雇用改善助成対象者給与支払明細書(P.65)	算定期間中に支払われた対象者の給与等の総額を記載してください。
◆事業所用家屋の平面図面 (P.66)【注2】	初めての申告の際には、非課税、特例、減免施設等を全て図面に記載してください。
◆休止施設届出書(P.67)	課税標準の算定期間の末日以前6か月以上連続して休止していたと認められる施設がある場合に記載してください。
◆みなし共同事業に係る明細書 (P.68)	みなし共同事業に該当する場合、これに係る各共同事業者の事業内容について記載してください。
◆事業所等新設・廃止・異動申告書 (P.69)	市内において事業所を新設または廃止した場合は、当該新設又は廃止の日から1か月以内に申告してください。
◆事業所用家屋の貸付け等申告書 (P.70、71)【注2】	事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方は、貸付の日から2か月以内に、貸付内容に変更がある場合には、変更の日から1か月以内に申告してください。
◆事業所税減免申請書(P.72)	減免に該当する場合、当該床面積・給与総額等を記載してください。減免申請期限は納期限7日前までです。
◆事業所税更正請求書(P.73)	申告書に記載した課税標準額又は税額の計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合には更正の請求をすることができます。請求期間は法定納期限から5年以内です。

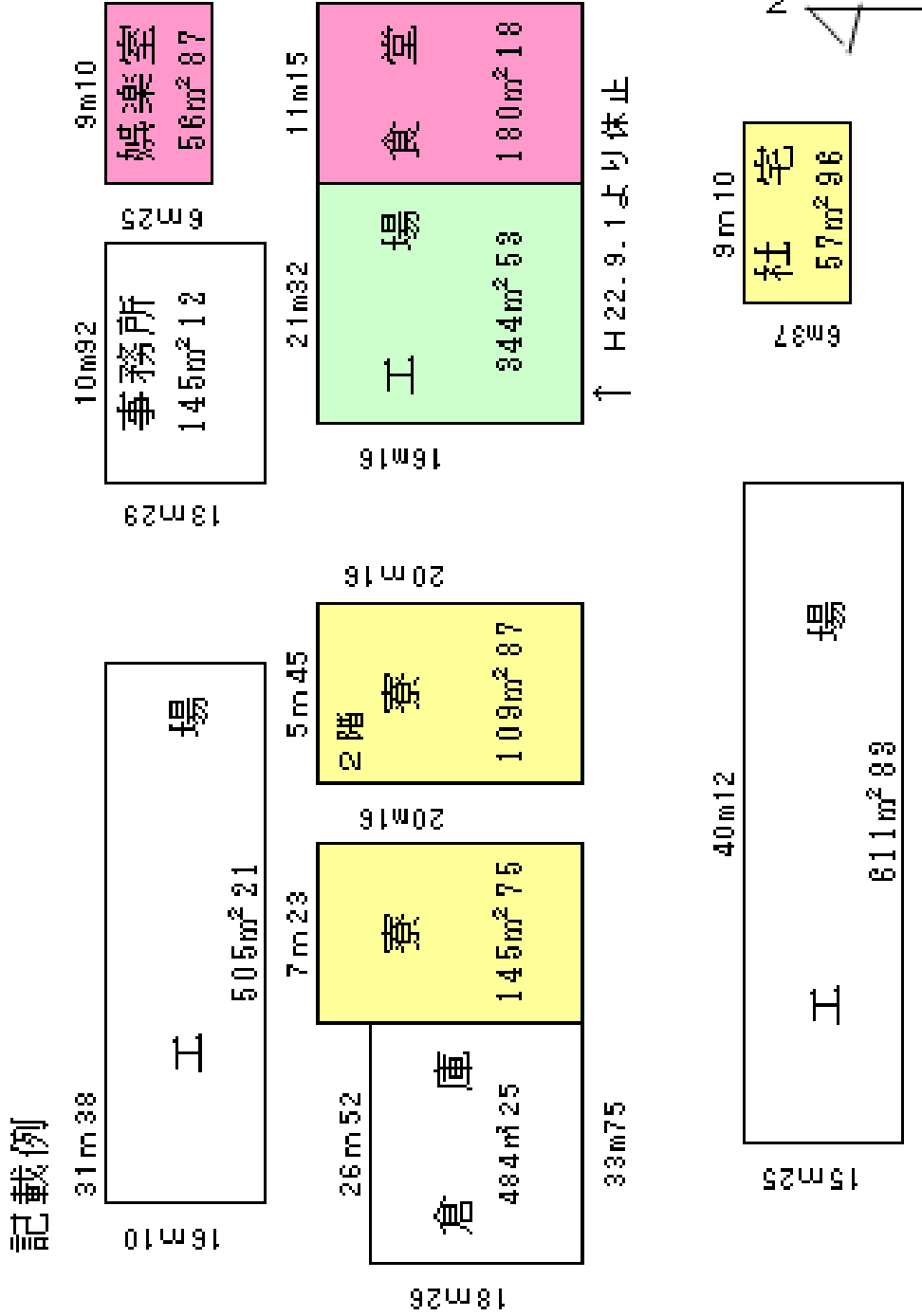
【注1】非課税及び課税標準の特例の適用がある施設について、それぞれ別の法律に基づく許可や認可、認定等が必要となる場合においては、その証拠となる書類の写しを必ず提出いただくことになります。

(例：営業用倉庫であれば、営業用倉庫の登録がされていることわかるもの)

【注2】非課税及び課税標準の特例の適用がある場合は、高崎市への最初の申告時には、対象建物の平面図の添付をお願いします。また、特定防火対象施設等で非課税等に当たる施設がある場合には、**消防用設備等検査済証の写し**を添付し、**建築確認申請設計図書**等で、消防用設備等や防災施設等が明示されている図面の写しを提出してください。(変更がなければ、初回のみ提出)

事業所用家屋平面図

氏名または事業所等の名称
 (株)タカサ○工業
 事業所所在地
 高崎市高松町35番地1
 事業年度
 X年4月1日からY年3月31日まで



記載要領
 1. 建物が2階以上の場合は1階と並記して各階ごとに記載してください。
 2. 1棟ごとの建物の面積はc㎡の単位まで記載してください。
 (固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書(家屋)を参考にしてください。)
 3. 下記の使用用途部分は明確に表示してください。(長さはc㎡の単位まで記載してください。)
 ● 居住用部分(住宅・寮等)
 ● 非課税・特例・減免対象施設
 (上記施設の名称を詳しく記入してください。)
 ● 6か月以上休止している施設

事業所税 休止施設届出書

受付印

年 月 日

(宛先) 高崎市長

申告者	所在地又は住所	〒	
		(電話番号)	
	名称又は氏名		
	法人の代表者氏名		
	この届出に应答する 担当者の氏名	(電話番号)	

以下のとおり、休止施設の状況について届け出ます。

事業所の名称			
所在地	〒		
家屋の延べ床面積	m ²	休止施設の面積	m ²
休止の理由及び施設の状況 (できるだけ具体的にご記入ください)			

この欄は、特殊関係者を有する方の事業年度を記載してください。

みなし共同事業に係る明細書

名称又は氏名		所在地		町		算定期間		年月日から年月日まで	
みなし共同事業に係る事業所等の所在地及び事業所床面積等		ビル名		高崎市		町		年月日から年月日まで	
区分	事業所床面積 (資産割)			従業者数 (従業者割)		及び		内訳	
	① 専用床面積	② 共用床面積	③-④ 事業所床面積 (①+②) ③	⑤ 従業者数	⑥ 非課税従業者数	⑦ 従業者数	⑧ 非課税の内訳	⑨ 事業所床面積	⑩ 従業者数
特殊関係者を有する者	所在地 (住所)	④ 非課税床面積			⑥ 従業者数	⑦ 非課税の内訳		⑨ 事業所床面積	
	名称 (氏名)	③-④			⑦ 非課税従業者数	法701条の34第1項第34号該当		⑩ 従業者数	
	事業所床面積 (①+②) ③	⑤			⑧ ⑥-⑦	法701条の34第1項第34号該当		⑩ 従業者数	
特殊関係者	所在地 (住所)	非課税床面積			⑥ 従業者数	法701条の34第1項第34号該当		⑨ 事業所床面積	
	名称 (氏名)	③-④			⑦ 非課税従業者数	法701条の34第1項第34号該当		⑩ 従業者数	
	事業所床面積 (①+②) ③	⑤			⑧ ⑥-⑦	法701条の34第1項第34号該当		⑩ 従業者数	
特殊関係者	所在地 (住所)	非課税床面積			⑥ 従業者数	法701条の34第1項第34号該当		⑨ 事業所床面積	
	名称 (氏名)	③-④			⑦ 非課税従業者数	法701条の34第1項第34号該当		⑩ 従業者数	
	事業所床面積 (①+②) ③	⑤			⑧ ⑥-⑦	法701条の34第1項第34号該当		⑩ 従業者数	
特殊関係者	所在地 (住所)	非課税床面積			⑥ 従業者数	法701条の34第1項第34号該当		⑨ 事業所床面積	
	名称 (氏名)	③-④			⑦ 非課税従業者数	法701条の34第1項第34号該当		⑩ 従業者数	
	事業所床面積 (①+②) ③	⑤			⑧ ⑥-⑦	法701条の34第1項第34号該当		⑩ 従業者数	
特殊関係者	所在地 (住所)	非課税床面積			⑥ 従業者数	法701条の34第1項第34号該当		⑨ 事業所床面積	
	名称 (氏名)	③-④			⑦ 非課税従業者数	法701条の34第1項第34号該当		⑩ 従業者数	
	事業所床面積 (①+②) ③	⑤			⑧ ⑥-⑦	法701条の34第1項第34号該当		⑩ 従業者数	
事業所床面積合計 (⑤の合計)		⑨			従業者数合計 (⑧の合計)		⑩		


それぞれ、この明細書に記載した③欄、⑥欄の合計したものを、記載してください。

この欄は、非課税にかかる該当項目ごと、それぞれ適用される条項を、記載してください。

この欄は、「P.190 (1) 特殊関係者の範囲」項にある①~⑦で、該当する番号を記載してください。

それぞれ、この明細書に記載した、⑤欄、⑧欄の合計したものを記載してください。

事業所等新設・廃止・異動申告書

 受付印 X 年 10 月 31 日 (宛先) 高崎市長	申 告 者	本店所在地 (住所)	高崎市高松町35-1												
		(フリガナ) 名称 (氏名)	高〇株式会社												
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
		(フリガナ) 法人の代表者氏名	高崎 太郎												
		この申告に应答する者の氏名	電話番号												
		申告書送付先	〒 電話番号												

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)に規定する法人番号を記入します。

住所(所在地)以外に申告書の送付先を設定したい場合にその送付先を記入します。

地方税法第701条の5第1項及び高崎市市税条例第158条第1項の規定により、次のとおり申告します。

事業年度又は課税期間	X 年 4 月 1 日 ~ Y 年 3 月 31 日			
事業種目	販売業	資本金の額又は出資金の額	10,000,000 円	
新 設 ・ 廃 止 ・ 異 動 事 業 所 等	新設、廃止又は異動の年月日	X 年 10 月 1 日 <input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 異動 ()		
	事業所等の所在地	高崎市倉渕町三ノ倉303		
	事業所等の名称	倉渕支店		
	家屋の名称	くらぶ〇ビル		
	従業者数	10 人		
	床面積	(専用床面積) m ²	600.00	(合計床面積) m ² 家屋所有者 自己 <input checked="" type="radio"/> 他者 <input type="radio"/>
		(共用床面積) m ²	20.00	
貸主住所(所在地)	高崎市箕郷町西明屋702-4			
貸主氏名(名称)	箕〇商事株式会社		電話番号 027-123-4567	
市内合計床面積	1,320.00 m ²	市内合計従業者数	40 人	
関与税理士氏名	税理士 太郎		電話番号 027-000-0000	
備考				

建物内に他の使用者が入居している場合は、その建物の共用床面積を自己の専用床面積に応じて按分した面積を記入します。(P.6参照)
※他の使用者がない場合は合計床面積のみ記入します。

高崎市内に所在する全ての事業所の合計を記入します。この例では、新たに設置した倉渕支店に既存の本店床面積700m²、従業者30名を合計して記入しています。

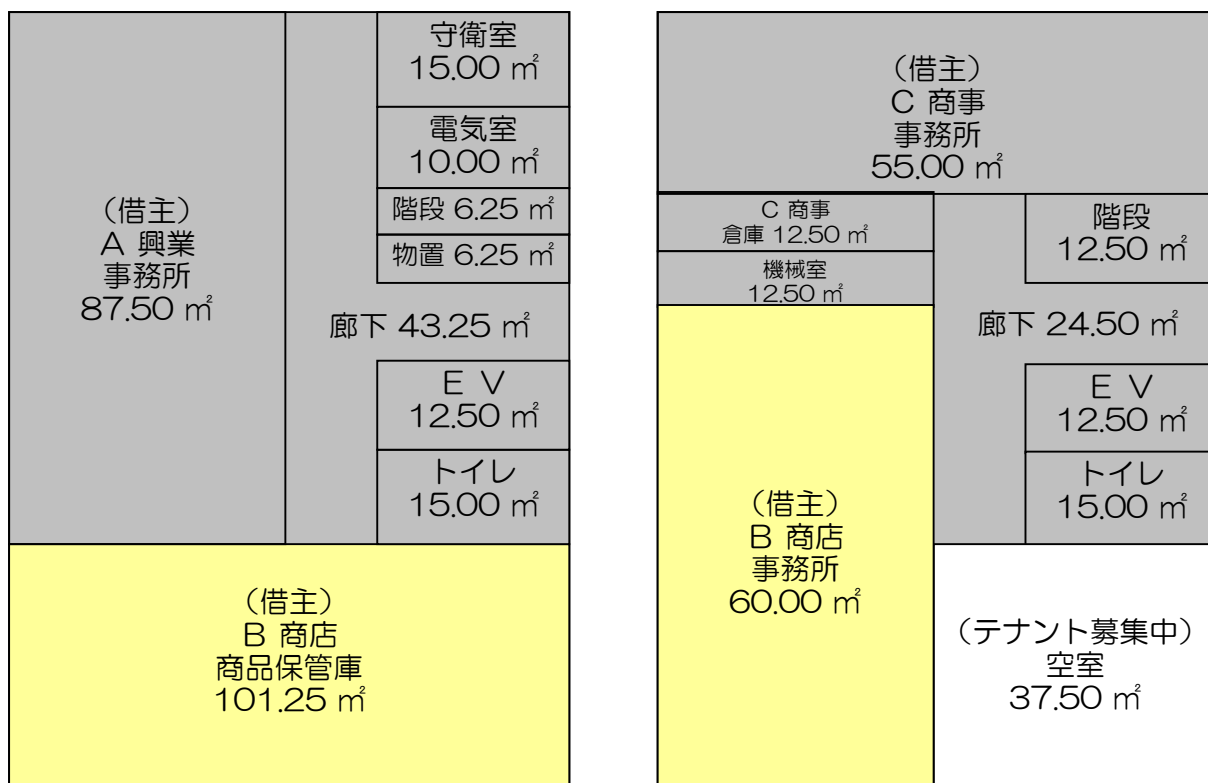
該当する区分に〇印を付けます。

特殊関係者の「有」とは、自社の子会社などの特殊間関係者が、今回設置した事務所と同じ建物内で事業を行っている場合です。(P.19参照)

※ この申告書は、事業所等の新設、廃止又は異動のあった日から1月以内に提出してください。

～事業所用家屋の貸付け等申告書記載例～

〇〇ビル



貸ビル床面積	1階	297.00㎡	539.00㎡
	2階	242.00㎡	
専用床面積合計			375.00㎡
A興業			87.50㎡
B商店	商品保管庫	101.25㎡	161.25㎡
	事務所	60.00㎡	
C商事	事務所	55.00㎡	67.50㎡
	倉庫	12.50㎡	
貸ビル業者	守衛室	15.00㎡	21.25㎡
	物置	6.25㎡	
空室			37.50㎡
共用床面積合計			164.00㎡
電気室	1階		10.00㎡
廊下	1階	43.25㎡	67.75㎡
	2階	24.50㎡	
階段	1階	6.25㎡	18.75㎡
	2階	12.50㎡	
トイレ	1階	15.00㎡	30.00㎡
	2階	15.00㎡	
エレベーター	1階	12.50㎡	25.00㎡
	2階	12.50㎡	
機械室	2階		12.50㎡

(例) A興業の面積計算

- ・共用部分の計算

$$164.00\text{㎡} \times \frac{87.50\text{㎡}}{375.00\text{㎡}} = 38.26\text{㎡}$$

(100分の1未満切捨て)

- ・専用面積 87.50㎡

●合計事業所床面積 125.76㎡

同様に計算すると、

B商店	231.77㎡
C商事	97.02㎡
貸ビル業者	30.54㎡
空室	53.09㎡

となります。
 以上を事業所用家屋の貸付け等申告書の
 使用者の明細へ記載します。

事業所税 事業所用家屋の貸付け等申告書

※ 提出日時点の状況を記入します

受付印

X年 2月 21日

(宛先) 高崎市長

本店所在地（住所）

高崎市高松町35番地1

(フリガナ) 名称(氏名)

〇〇株式会社

法人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

(フリガナ) 法人の代表者氏名

高崎 太郎

この申告に回答する者の氏名

高崎 次郎

電話番号 027-321-1111

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に規定する法人番号を記入します。

地方税法第701条の5第2項及び高崎市市税条例第158条第2項の規定により、次のとおり申告します。

家屋の所在地 高崎市新町3152番地1 建物の名称 〇〇ビル

建物が特定防火対象物であった場合に、消防用設備等及び避難施設等に該当して非課税となる共用床面積を記入します。

用途 事務所 構造 鉄骨造 階数 2階

共用（階段、廊下、トイレ、機械室等）以外の床面積を記入します。

① 延べ床面積 (②+③+④)

② 専用床面積合計 (⑦の合計)

③ 非課税となる共用床面積

④ ③以外の共用床面積

539 00

375 00

0 00

164 00

使用者の所在地(住所) 高崎市新町3152番地1 ⑤貸付け等年月日 X年2月1日 ⑦専用床面積 87 50 ⑨合計床面積 (⑦+⑧) 125 76

固定資産税の課税対象床面積の合計です。

本店所在地を記入します。

A興業 株式会社

貸付け・変更・解約

38 26

125 76

使用者へ建物を貸付けた専用部分(建物の賃貸契約書に記載される床面積など)を記入します。

高崎市新町3152番地1

X年2月2日

161 25

231 77

B商店 株式会社

貸付け・変更・解約

70 52

高崎市吉井町吉井川371

X年2月15日

67 50

97 02

C商事 株式会社

貸付け・変更・解約

29 52

④に記入した共用床面積を②の専用床面積合計と使用者専用床面積で按分した数値【④×⑦/②】(小数点第三位切捨て)を記入します。

高崎市高松町35番地1

X年2月1日

21 25

30 54

〇〇 株式会社

自社使用 貸付け・変更・解約

9 29

建物の使用者の内容を記入します。

年 月 日

37 50

53 90

空室

貸付け・変更・解約

16 40

自己の事業用として使用している場合は、ここに「自社使用」などと記入します。

年 月 日

貸付け・変更・解約

※ 1㎡の100分の1未満は切り捨てます。

事業所税減免申請書			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">受付印</p>	年 月 日		
(宛先) 高崎市長			
申請者 (納税義務者)	所在地(住所)	〒 _____ (電話番号 _____)	
	名称(氏名)		
	法人番号		
	法人の代表者氏名		
事業所税の減免を受けたいので、高崎市市税条例第160条第2項の規定により、下記のとおり申請します。			
事業年度又は課税期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
事業所税額	資産割額(円)		従業者割額(円)
	合計(円)		
減免申請対象となる事業所等の所在地		減免申請対象となる事業所床面積 (㎡)	減免申請対象となる従業者給与総額 (円)
合 計			
減免を受けようとする事由	<input type="checkbox"/> 高崎市市税条例施行規則第70条第1項第 _____ 号 該当 <input type="checkbox"/> 高崎市市税条例第160条第1項第1号 該当		
添付書類	<input type="checkbox"/> 減免を受けようとする事由を証明する書類 <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">[_____]</div> <input type="checkbox"/> その他 <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">[_____]</div>		

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する法人番号を記入します。

②欄第44号様式中⑱の額を記載します。

①欄当該申請書に係る第44号様式の「事業年度又は課税期間」を記載します。

②欄第44号様式中⑫の額を記載します。

④欄第44号様式中⑳の額を記載します。

⑤欄P.44～45に記載の「減免対象施設」のうち該当するものを記載します。

- (注) 該当する□にレ印を付けてください。
 申請上の注意
- 1 減免を受けようとする事由を証明する書類及びその対象施設の平面図を添付してください。
 - 2 この申請書は、納期限前7日までに提出してください。
 - 3 減免後、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を申告してください。



事業所税更正請求書

「法人番号（個人番号）」欄を識別するための番号
 行政手続における特定の個人を識別するための番号
 の利用等に関する法律（番号法）に規定する
 個人番号を記載します。なお、個人番号を記載する
 場合には、左側を1文字空けて記載します。

年 月 日

(宛先) 高崎市長

請求者	住所又は所在地	(フリガナ) 法人の代表者 氏 名	
	(フリガナ) 氏名又は名称	この請求に 応答する者	(所属名) (氏名) (電話番号)
	法人番号 (個人番号)		

地方税法第20条の9の3の規定により、下記のとおり事業所税の更正の請求をします。

事業年度又は課税期間		年 月 日から 年 月 日まで			
		更正請求前 (A)	更正請求後 (B)	差引 (A) - (B)	
資産割	事業所積 事業所床面積	算定期間を通じて使用された 事業所床面積 ①	m ²	m ²	m ²
		算定期間の中途に新設又は 廃止された事業所床面積 ②			
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税面積 ③			
		②に係る非課税面積 ④			
	控除事業所積 控除事業所床面積	①に係る控除床面積 ⑤			
		②に係る控除床面積 ⑥			
	課税標準と なる事業所積 課税標準となる 事業所床面積	①に係る課税標準となる 床面積 (①-③-⑤) × /12 ⑦			
		②に係る課税標準となる 床面積 (②-④-⑥) ⑧			
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨			
	資産割額 (⑨×600円) ⑩		円	円	円
従業者割	従業者給与総額 ⑪				
	非課税に係る従業者給与総額 ⑫				
	控除従業者給与総額 ⑬				
	課税標準となる従業者給与総額 (⑪-⑫-⑬) ⑭				
	従業者割額 (⑭×0.25/100) ⑮				
この請求により更正すべき事業所税額 (⑩+⑮) ⑯					
請求理由		振込先	銀行・金庫 農協・組合	本店 支店	
			口座名義人		
			普通・当座 No.		

5 記載例（免税点以下申告）

免税点以下申告の場合における事業所税の申告書（第44号様式、第44号様式別表1～2）及び添付書類（従業者給与総額月別内訳明細書、障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書）の記載例を次ページ以降に掲載しましたので、これを参考に申告書を作成してください。

第44号様式「事業所得税の申告書」記載例（免税点以下申告の場合）

第四十四号様式

年 月 日 (宛先) 高崎 市長		※ 処理事項 発信年月日 確認		整理番号 申告年月日		事務所 区分 申告区分		管理番号 申告区分	
(フリガナ) 氏名又は 個人番号又は 法人番号 (フリガナ) 法人の代 表者氏名		住所 本店 又は 所在地		〒 370-8501 高崎市高松町35番地1 〒 370-1392 高崎市新町3152番地1		事業年度又は 申告書の 事業所得税の 課税期間		この申告に 応答する者 の氏名 (電話) 027-321-0000 高崎 一朗	
4 年 1 月 1 日から 3 年 3 月 31 日までの		事業年度又は 申告書の 事業所得税の 課税期間		〒 370-8501 高崎市高松町35番地1 〒 370-1392 高崎市新町3152番地1		事業年度又は 申告書の 事業所得税の 課税期間		この申告に 応答する者 の氏名 (電話) 027-321-0000 高崎 一朗	

事業所	①	950	00	従業者給与総額	⑫	415,292,410
床面積	②			非課税に係る従業者給与総額	⑬	13,811,000
非課税に係る事業所床面積	③	30	00	控除従業者給与総額	⑭	
控除事業所床面積	④			課税標準となる従業者給与総額 (⑭-⑬-⑱)	⑮	401,481,000
課税標準となる事業所床面積	⑤			従業者割額 (⑮ × 0.25 / 100)	⑯	
資産割額	⑥			既に納付の確定した従業者割額	⑰	
課税標準となる事業所床面積	⑦	920	00	資産割額と従業者割額の合計額 (⑯+⑰)	⑱	00
課税標準となる事業所床面積	⑧			既に納付の確定した事業所得税額 (⑱+⑲)	⑳	00
課税標準となる事業所床面積	⑨	920	00	この申告により納付すべき事業所得税額 (⑳-⑲)	㉑	00
資産割額 (⑩ × 600円)	⑩			備考		
既に納付の確定した資産割額	⑪			関与税理士氏名 (電話)		

⑫～⑯欄 従業者割が免税点以下であっても、市内従業者数が80人を超える場合には記載します。

①～④欄 資産割が免税点以下であっても、市内合計床面積が800㎡を超える場合には記載します。

※1㎡の100分の1未満は切り捨てます。

第44号様式別表2「非課税明細書」の記載例（免税点以下申告の場合）

非課税明細書		算定期間		X年4月1日から		Y年3月31日まで		※ 処理事項		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
事業所等の名称		本店		事業所等の所在地		高崎市高松町35番地1		氏名又は個人番号又は法人番号		たかさ〇株式会社				
非課税の内訳	非課税の34第	3	項第	26	号該当	資産割		従業員数		従業員割		従業員割		円
						非課税床面積	円	非課税従業員数	人	非課税従業員給与総額	十億	非課税従業員給与総額	千	
	法第701条の34第	3	項第	26	号該当	30	00	00	0	0	0	0	0	円
	法第701条の34第		項第		号該当									円
	法第701条の34第		項第		号該当									円
	障害者・65歳以上の従業員								7				13,811,000	円
	合計					30	00		7				13,811,000	円
事業所等の名称		事業所等の所在地		事業所等の所在地		資産割		従業員数		従業員割		従業員割		円
非課税の内訳	非課税の34第	項第	号該当	非課税床面積		非課税従業員数		非課税従業員給与総額		非課税従業員給与総額		非課税従業員給与総額		
				円	円	人	人	十億	十億	千	千			
	法第701条の34第		項第											円
	法第701条の34第		項第		号該当									円
	法第701条の34第		項第		号該当									円
	障害者・65歳以上の従業員													円
	合計													円
	非課税事業所床面積等の合計					30	00		7				13,811,000	円

該当する場合には、「障害者・65歳以上の従業員及び雇用改善助成対象者給与支払明細書」を添付します。

※1mの100分の1未満は切り捨てます。

第四十四号様式別表二

「従業員給与総額月別内訳明細書」の記載例

事業所毎に作成します。

従業員給与総額月別内訳明細書									
区分	従業員数	給与総額	65歳以上の者の給与等	雇用改善助成対象者の給与等×1/2	非課税に係る従業員の給与総額	課税標準の特例控除従業員給与総額	差引課税標準となる従業員給与総額	氏名又は事業所等の名称	本店
年月	人	円	人	円	円	円	円	円	円
X.4	105	37,610,045	7	934,875			98		36,675,170
X.5	104	33,256,124	8	978,546			96		32,277,578
X.6	104	33,256,113	8	1,245,045			96		32,011,068
X.7	103	32,456,789	8	1,304,578			95		31,152,211
X.8	105	33,992,045	8	1,394,566			97		32,597,479
X.9	104	33,105,460	8	1,448,640			96		31,656,820
X.10	105	34,800,645	8	1,450,918			97		33,349,727
X.11	105	34,756,896	7	1,004,578			98		33,752,318
X.12	105	33,766,895	7	978,458			98		32,788,437
Y.1	103	33,145,678	7	965,487			96		32,180,191
Y.2	104	36,245,786	7	1,047,841			97		35,197,945
Y.3	105	38,899,934	7	1,057,468			98		37,842,466
月賞与									
月賞与									
未払金									
計		415,292,410		13,811,000					401,481,410

算定期間中に支払われた給与等について月別に記載します。

算定期間末日における従業員数を記載します。原則、第44号様式別表1(事業所等明細書)の「従業員数①」と一致します。

算定期間末日における対象者数を記載します。原則、第44号様式別表2(非課税明細書)の「非課税従業員数①」と一致します。

「障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書」の記載例

事業所毎に作成します。

障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善

氏名	1 障害者・2 65歳以上 3 雇用改善助成対象者	算定期間	生年月日	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	氏名又は名称	非課税・特例の対象期間	右記に対する支払給与等の額
高○ 太郎	① 2 3	S26・12・14	S35・3・31	R2・4からR3・3まで	1,865,660 円		
高○ 一郎	① 2 3	S25・1・15	S60・11・10	R2・4からR2・5まで	195,460 円		
高○ 二郎	1 ② 3	S30・6・10	R2・6・10	R2・6からR3・3まで	1,675,460 円		
高○ 三郎	1 ② 3	S24・1・15	H26・1・15	R2・4からR3・3まで	1,855,320 円		
高○ 四郎	① 2 3	S45・5・12	H20・4・1	R2・4からR2・10まで	875,460 円		
高○ 五郎	① 2 3	S58・8・4	H22・4・1	R2・4からR3・3まで	1,921,581 円		
高○ 六郎	① 2 3	S60・4・23	H22・4・1	R2・4からR3・3まで	1,897,845 円		
高○ 花子	① 2 3	H1・2・8	H24・4・1	R2・4からR3・3まで	1,875,460 円		
高崎 ○男	① 2 3	H3・7・7	H28・5・1	R2・5からR3・3まで	1,648,754 円		
	1 2 3	・ ・ ・	・ ・ ・	・ から ・ まで			
	1 2 3	・ ・ ・	・ ・ ・	・ から ・ まで			
非課税合計	1 7 人 2 2 人				13,811,000 円		
課税標準の特例合計	3 人				円		

第44号様式別表2(非課税明細書)の「非課税従業者数」及び従業者給与総額月別内訳明細書の「障害者及び(65)歳以上の給与等(2)」の人数には含まれません(給与額は含みます)。

(注) 従前の60歳以上の非課税適用は、平成18年4月以降の事業開始年から平成25年まで段階的に65歳まで引き上げられます。
事業開始時期と年齢到達している者及び、事業期間中と年齢到達した以後の給与等が、非課税となる事業期間内に支払われた給与等の額となります。

〈事業所税に関する問い合わせ先〉

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1
高崎市財務部市民税課 税制担当

TEL (直通) 027-321-1310
FAX 027-328-3944
メールアドレス shiminzei@city.takasaki.gunma.jp
ホームページ <https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/4097.html>

令和8年4月発行